

第2次市川市食育推進計画

期間：平成25年度～29年度



市川市

平成25年（2013年）3月

はじめに



「食」は、私たちのいのちの源です。近年、多様化したライフスタイルの中で、豊かな食生活を享受できるようになった一方、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病の増加や食に対する不安感の増大など、様々な課題が存在しています。

本市では、平成 20 年 1 月に、食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として、「第 1 次市川市食育推進計画」を策定し、市民、関係機関・団体等が連携を密にして、食育の推進に取り組んでまいりました。

第 1 次計画は全国に先駆けた事例として注目されましたが、本市の都市農業の特徴を生かし、目の前に広がる東京湾の三番瀬や、「市川の梨」、「海苔」に代表される地場産物など、市川の豊かさの P R を兼ねた食育の普及啓発を展開してきました。

第 1 次計画の成果としては、市民、地域、関係機関、団体等の方々が、従来から行っていた取り組みに対し、新たに「食育」という視点を加え、相互連携や協力など積極的な取り組みを進めた結果、食育推進におけるネットワークが構築できました。

また、食育やメタボリックシンドロームなどの認知度の割合が増加している一方、朝食の欠食や生活習慣病予防に関連するバランスの良い食事など世代別の課題が明確になりました。

今後、食育の浸透化を図っていくためには、私たち一人ひとりが「食」に向き合い、今自分ができることを、それぞれの暮らしの中で取り組むことが大切になっております。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度から 29 年度までを計画期間とした「第 2 次市川市食育推進計画」を策定しました。

「健康で豊かな食生活を営むまち市川市」を基本理念として、生涯を通して健康な食生活を実践することで健康寿命の延伸を図り、ライフステージに沿った食育推進を総合的かつ計画的に行ってまいりたいと考えております。

本計画によって、食育に取り組む多くの実践者が増えることを願っております。

結びに、計画の策定にあたり、市川市食育推進関係機関連絡会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成 2 5 年 3 月

市川市長 大久保 博

第2次市川市食育推進計画の体系図

基本理念

健康で豊かな食生活を営むまち市川市

基本目標

生涯を通して健康な食生活を実践することで
健康寿命の延伸を図る

「周知」から「実践」へ
「知っている」から「やっている」へ

第1次計画の実施における 成果と課題

<成果>

- ・食育やメタボリックシンドローム、
バランスの良い食事の認知度の割合の増加
- ・食育推進におけるネットワークの構築
(市民・民間・NPO団体・産業・大学・行政等)

<課題>

- ・世代別課題の明確化
(20～30歳代女性のやせ傾向
30歳代や40歳代の男性の肥満、
若い世代の朝食の欠食、全世代での孤食)
- ・食の安全性や災害時の食の対応

食育の視点

- 1 食と健康に関心を持つ
- 2 食を楽しむ
- 3 安心できる食を選ぶ

指標 食育の実践者の増加

基本施策

ライフステージに沿った食育の推進

重点項目(1)よく噛んで味わう食生活の推進～生活習慣病予防～
(2)共食の推進
(3)朝食の推進

【具体的な取組 1】 食のネットワークに よる食育の推進

- (1) 家庭における取組
- (2) 保育園、幼稚園、学校における
取組
- (3) 地域における取組
- (4) 地産地消における取組
- (5) 食文化継承のための活動
- (6) 食の安全性に関する取組
- (7) 災害時における食の対応の周知

【具体的な取組 2】 食の情報の普及啓発

- (1) 市川市Webサイト等による
広報活動
- (2) 講習会、各種教室、体験事業、
イベント等による普及啓発
- (3) 保育園、幼稚園、学校での
普及啓発
- (4) 食育月間及び食育の日による
普及啓発
- (5) その他

目次



はじめに
計画の体系図

第1章 計画の背景

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画見直しのための経緯	4
5. 第1次計画の評価と課題	7

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	2 3
2. 基本目標	2 3
3. 食育の視点	2 3
4. 目標を達成するための基本施策と指標	2 5
1) 基本施策と具体的な取組	2 5
2) 第2次市川市食育推進計画の数値目標	2 6
基本施策 ライフステージに沿った食育の推進	2 8
重点項目 (1) よく噛んで味わう食生活の推進～生活習慣病予防～	2 8
(2) 共食の推進	2 8
(3) 朝食の推進	2 9
具体的な取組 1 食のネットワークによる食育の推進	3 0
(1) 家庭における取組	3 0
(2) 保育園、幼稚園、学校における取組	3 3
(3) 地域における取組	3 8
(4) 地産地消における取組	3 9
(5) 食文化継承のための活動	4 3
(6) 食の安全性に関する取組	4 4
(7) 災害時における食の対応の周知	4 5
具体的な取組 2 食の情報の普及啓発	4 6
(1) 市川市 web サイト等による広報活動	4 6
(2) 講習会、各種教室、体験事業、 イベント等による普及啓発	4 7
(3) 保育園、幼稚園、学校等での普及啓発	4 7
(4) 食育月間及び食育の日による普及啓発	4 9
(5) その他	5 0

第3章 推進体制

1. 計画の推進体制	5 1
2. 市川市食育推進関係機関連絡会	5 2
3. 庁内関係課会議	5 2

【資料編】

1. 計画の見直しのための調査（各調査結果）	5 4
(1) 市川市 e-モニター制度による調査	5 4
(2) 市民まつり等イベントにおける調査	6 8
(3) 特定健康診査の結果から	7 0
(4) 児童・生徒のすこやか検診個別指導に伴う食事質問票から	7 1
(5) 児童・生徒のすこやか検診から	7 2
(6) 児童・生徒の実態調査報告から	7 2
(7) 児童すこやか口腔検診から	7 3
2. ライフステージ別の特性と取組	7 4
(1) 妊娠期（胎児期）	7 4
(2) 乳幼児期（0～5歳）	7 4
(3) 学童期（6～12歳）	7 5
(4) 思春期（13～19歳）	7 6
(5) 青年期（20～39歳）	7 6
(6) 壮年期（40～64歳）	7 7
(7) 高齢期（65歳以上）	7 8
3. 計画の見直し経過と体制	7 9
(1) 経過	7 9
(2) 市川市食育推進関係機関連絡会に関する要綱	8 0
4. 食育基本法	8 1
5. 用語解説	8 5
6. 市川市の主な農水産物生産分布図	9 2

【コラム】

- ◆内閣府食育白書掲載 P8
- ◆東葛飾食育だより掲載 P8
- ◆健康ちば協力店推進事業～千葉県市川健康福祉センター（市川保健所）P22
- ◆いろいろな「コショク」があるのをご存知ですか？P29
- ◆保育園における食育活動 P34
- ◆学校の取り組み P37
- ◆地域ブランド市川のなし P40
- ◆市川の野菜 P40
- ◆市川の水産業 P41
- ◆学校のホームページを活用した給食広報活動 P48

【表紙写真】

- ◆ 右上 市川の梨の収穫
- ◆ 左上 離乳食教室参加赤ちゃん
- ◆ 左中 保育園年代別調理
～手作りバターを塗る～
- ◆ 右中 6年生家庭科調理実習
- ◆ 右下 男性料理教室調理実習
- ◆ 左下 三番瀬のノリの収穫＊
（＊提供：橋本喜久三氏）



第 1 章 計画の背景

1. 計画の趣旨

「食」は、“人間が生きていく基本”となるもので、生涯にわたり健やかな心身を培うとともに、その地域の自然や文化に育まれた営みとして、次の世代へ伝える役割も果たしています。

(1) 国の動向

平成17年6月に食育基本法が制定され、平成18年3月には食育推進基本計画が策定されたことにより、全国的に様々な食育施策が展開されてきました。

平成24年3月には第2次食育推進基本計画が策定され、「周知から実践へ」をコンセプトに、「生涯にわたるライフステージに応じた中断のない食育、生活習慣病の予防及び改善につながる食育、家庭における共食を通じた子どもへの食育」の推進を重点課題としています。

また、第2次健康日本21では、全国目標に健康寿命の延伸・健康格差の縮小等を掲げており、栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また日々の生活の中でQOL（生活の質）との関連も深いため、国民の健康及びQOLの向上を図るために、身体的、精神的、社会的に良好な食生活の実現を図ることを目標としています。

(2) 県の動向

千葉県は、平成20年11月に第1次千葉県食育推進計画の策定に続き、平成25年1月に第2次計画として「ちばの恵みで まんてん笑顔」を策定し、目標達成に向け、食育を幅広い県民運動として展開するとしています。

(3) 市川市

本市では、平成20年1月に第1次市川市食育推進計画を策定し取り組んでまいりました。第1次計画の実施における成果と課題から見えたこと、世代別課題や食の安全に対する意識の変化や市民を取り巻く状況の変化などを踏まえ、第2次市川市食育推進計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次のような性格を有するものです。

- ◆ 食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。

食育基本法（一部抜粋）

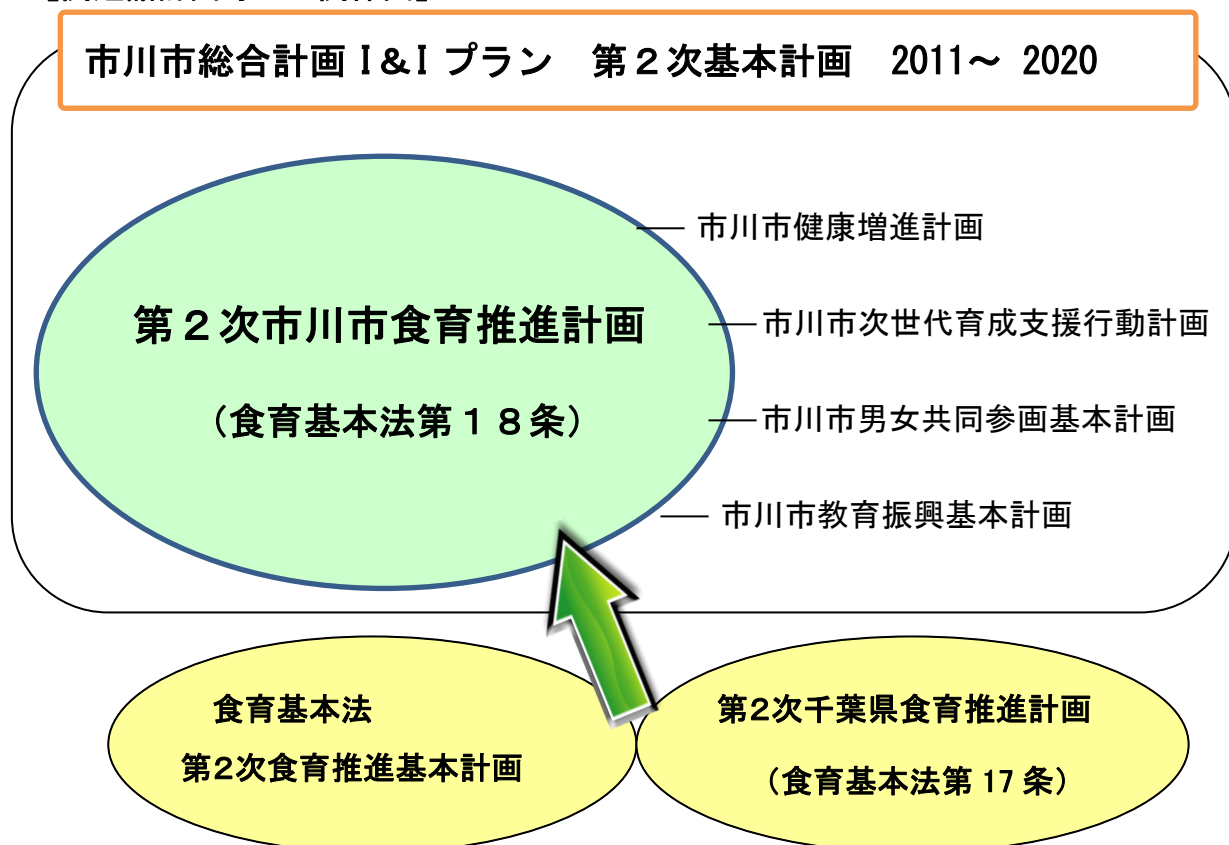
（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

- ◆ 「市川市総合計画（I&Iプラン21）」における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、本市における食育を総合的に推進するもので、関連諸計画等との調和を保つものとします。

関連諸計画には、「市川市健康増進計画」、「市川市次世代育成支援行動計画」など、各分野において食育と関わりを持つ、市の計画が策定されています。

【関連諸計画等との関係図】



3. 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

【関連諸計画の計画期間】

	2005 17 年度	2006 18 年度	2007 19 年度	2008 20 年度	2009 21 年度	2010 22 年度	2011 23 年度	2012 24 年度	2013 25 年度	2014 26 年度	2015 27 年度	2016 28 年度	2017 29 年度
市川市食育推進計画			策定	第 1 次市川市 食育推進計画 (H20～H22)			延伸 見直し		第 2 次市川市食育推進計画 (H25～H29)				
国の取り組み	食育基本法(平成 17 年 6 月制定)												
		第 1 次食育推進基本計画 (H18～H22)					第 2 次食育推進基本計画 (H23～H27)						
県の取り組み				第 1 次千葉県食育推進計画 (H20～H23)				第 2 次千葉県食育推進計画 (H24～H28)					
市川市総合計画	基本構想 (H13～H37)												
	第 1 次基本計画 (H13～H22)						第 2 次基本計画 (H23～H32)						
				実施計画 (H20～H22)			実施計画 (H23～H25)			実施計画 (H26～H28)			

平成27年度に中間評価を、平成29年度に最終評価を行ってまいります。

4. 計画見直しのための経緯

(1) 第1次計画から2次計画までの経緯

計画期間は、平成20年度から平成22年度の3年間としましたが、上位計画である市川市第2次基本計画や健康都市プログラム、国の第2次食育推進基本計画及び、千葉県食育推進計画の推移や方向性を参考とするため計画期間を延伸しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災の発生により、当初実施予定であった食育に関するアンケート調査は4か月見送り実施しました。

(2) 評価の方法

評価にあたっては、第1次計画の目標にした「食と健康に関心を持つ」、「食を楽しむ」、「安心できる食を選ぶ」は、別表(p9)「第1次食育推進計画の数値目標」をもって評価の対象にしました。この数値目標の評価は、後述する各種調査によって実施しました。しかし、第1次計画策定時(平成19年度)の調査方法と異なるため、得られた数値は参考値となりますが、比較の増減としました。そして、第1次計画の総括評価は、数値目標や第1次計画に掲げた事業実績、各団体等と協働して取り組んだ行事等を通して実施しました。

(3) 各種調査結果

- ① 市川市eモニター制度による調査 p 1 0
- ② イベント(市民まつり)における食育調査 p 1 1
- ③ 40歳以上の市民の健康状況 p 1 1
- ④ 児童・生徒のすこやか検診 p 1 1
- ⑤ 児童・生徒の実態調査報告 p 1 1
- ⑥ 児童すこやか口腔検診 p 1 2
- ⑦ 市川市の特徴～平成22年度国勢調査から～ p 1 2

（４）第１次市川市食育推進計画掲載事業実績

第１次市川市食育推進計画書に掲載している庁内関係部署の事業進捗状況調査を実施しました。・・・p 13

- ① 食育関係課：農政課、保育課、臨海整備課、保健体育課、保健センター健康支援課
- ② 関連課：男女共同参画課、健康都市推進課、国際交流課、総合市民相談課、商工振興課、障害者施設課、子育て支援課、保健医療課、環境政策課、地域教育課

（５）各団体等と協働し実施した主な事例

①ゆめ半島千葉国体２０１０における「おもてなしと地産地消の推進」

平成２２年９月３０日（木）から１０月４日（月）の５日間、市内ハンドボール競技４会場において、千葉県産のピーナッツと野菜を使用した国体メニューコンテスト入賞の「レンピーつくね汁（市川市学校栄養職員応募）」を食生活改善推進員が作り、国体選手及び来場者に無料提供し、大会運営の一助にするとともに、地産地消と食育の推進を図りました。

一杯の温かなおもてなし碗の提供は、さまざまな支援と協力により実現することができました。

実績：「レンピーつくね汁」 計２，５００食提供

主催：ゆめ半島ちば国体市川市実行委員会

協力：学校法人昭和学院短期大学（施設）、
東大和田保育園（施設）、市川市地方卸売
市場協議会（食材）、京葉ガス株式会社
（キッチンカー）、市川市食生活改善推進協議会



レンピーつくね汁

②第３６回いちかわ市民まつり～食と健康のひろば～

平成２３年１１月５日（土）市川市大洲防災公園にて、「気分のりのり！病気なしなし！～おいしく食べて元気発信～」をテーマに産民官学１９団体の協働で体験を重視した食育の普及啓発を実施しました。多くの市民へのアピールとともに、食育活動団体との交流と連携が深まりました。

実績：約２０，０００人に啓発（体験、販売、アンケート等）

参加：食育関係課、健康都市推進課、国民健康保険課、市川市学校給食会、勤務栄養士ネットワーク、食生活改善推進協議会、和洋女子大学、千葉伝統郷土料理研究会、JA いちかわ朝市組合、JA いちかわ青年部、市川市魚食文化フォーラム実行委員会、市川市地域ブランド協議会、NPO 法人日本食育ランドスケープ協会、千葉県多古町、宮城県加美町

③市川市小学生朝食選手権

平成23年6月19日（日）に昭和学院短期大学を会場として、「たべよう！つくろう！あさごはん！」をテーマに開催されました。市内小学校に在学する児童1チーム4名で、1次選考の作文で選抜されたチームが調理の腕を競い、独創性あふれる自慢の朝食を作りました。

主催者は、次世代を担う青少年の健全育成を目的に、子どもたちが朝食を自ら作れるように、また、子どもの育っている地域、市川のおいしい食材を実感して欲しいとの思いで企画し、継続を図っています。

実績 参加チーム数 19チーム

主催：市川シビックロータリークラブ、

共催：学校法人昭和学院

後援：市川市、市川市教育委員会、
市川商工会議所



朝食づくりに取り組む子どもたち

（６）市川市食育推進関係機関連絡会

本市において総合的かつ効果的な食育を推進するため、本市が関係機関と連携を図ることを目的とし、学識経験者や市川市医師会、市川市歯科医師会、教育関係者、市民、生産者、消費者、NPO法人、行政機関等14人で構成される市川市食育推進関係機関連絡会を設置し、次のような意見をいただき、第2次計画案の作成につなげました。

- ・子どもが正しい食の選択ができるような、ターゲットを絞った取組
- ・朝食の推進やよく噛んで味わう食習慣の取組の必要性
- ・食育の認知度は高い市川市であるが、継続した推進の必要性
- ・食の安全性や取組を広く紹介する情報提供の強化
- ・各分野の協働による取組の推進

（７）庁内食育関係課会議等

保健センター健康支援課事務局と食育推進に関する関係課として農政課、保育課、臨海整備課、保健体育課の5課で実施しています。情報の共有や事業の進捗報告、課題等を明らかにしてまいりました。

なお、関連課（男女共同参画課、健康都市推進課、国際交流課、総合市民相談課、商工振興課、障害者施設課、子育て支援課、保健医療課、環境政策課、地域教育課）においては、食育を主目的とした事業は実施していませんが、食育と関連する事業を実施しています。

5. 第1次計画の評価と課題

(1) 調査結果等から得た成果と課題

①食育やメタボリックシンドローム、バランスの良い食事の認知度の割合が増加

市民の食育に対する意識や認知度の割合は増加しました。第1次計画策定後、「食育」という言葉を様々なツールを活用し、市民に情報提供を実施し、また、行政のみならず民間、産業、大学等との食のネットワークにおいて、積極的な周知活動、事業実施に取り組んできた結果であると考えられます。食育に関心を持ち実践者が増加するように、今後も継続的に分かりやすい情報提供と市民が参加しやすい環境を整備する必要があります。

②世代別課題の明確化（やせ、肥満、欠食、孤食）

- ・やせや過度のダイエットは妊娠、出産への影響も懸念されますが、20歳代、30歳代の女性にやせ（痩身）の傾向が続いています。
- ・30歳代、40歳代の男性に肥満傾向があります。また、年齢が高くなるにつれ要医療が増加しますが、40歳代から50歳代でも増加する傾向があります。人口の高齢化に伴う生活習慣病の増加、それに伴う重症化の予防が必要になります。生活習慣病予防は、妊娠期・小児期からの早い段階での望ましい生活習慣や食習慣が大切です。
- ・若い世代に朝食の欠食の課題があります。
今回の調査では、朝食の欠食、1日3食食べる、バランスのとれた食事、野菜の摂取量などに気をつけている割合は若い世代ほど低く、特に男性の意識が低い傾向にありました。
- ・内閣府作成の「平成24年度版食育白書」によると、5歳児では、「母親と毎日食べる」子どもは72.6%、「父親と毎日食べる」子どもは32.2%と、父親と食事する機会が少ない状況であります。また、小学校5年生で朝食を「一人で食べる」15.3%、「子どもだけで食べる」25.0%、夕食では「一人で食べる」が2.2%、「子どもだけで食べる」が4.1%となっています。
中学校2年生では「朝食を一人で食べる」33.7%、「子どもだけで食べる」19.7%となっています。夕食では「一人で食べる」が6.0%、「子どもだけで食べる」が4.9%であります。
20歳以上では、「一人で食べる」と答えたものの割合が最も高いのは、平日の昼食で32.2%、続いて平日の朝食28.5%となっております。
年齢があがるにつれて、孤食の割合が高くなる傾向にあります。

以上のように、若い世代から高齢者に至るまでのライフステージに沿った課題があり、わかりやすいアドバイス、支援、普及啓発をしていくことが必要であります。

③食に対する不安感の増加

市川市eモニター制度調査の自由記載から得られた市民の声は、調査日が東日本大震災後の時期でもあり、放射能汚染や食品の安心安全を望む項目が寄せられました。

（２）第１次計画の取り組みから得た成果

【成果】食育推進におけるネットワーク（産民官学）の構築

平成１９年度の第１次市川市食育推進計画策定委員会、庁内作業部会の作業経緯から発展し、計画策定後は、市川市食育推進関係機関連絡会や庁内食育関係課会議を中心として市内の民間団体やＮＰＯ法人、大学などからイベントへの参加の声上がり、波及効果として行政と民間、民間と教育、民間とＮＰＯ法人などが連携し、新たな取り組みを行うことができました。

【コラム】

- ① 内閣府発行の平成２０年版食育白書に「太巻き祭りずしで郷土料理と感動を伝える」として、市立小学校「祭りずし教室」の取組が紹介されました。
- ② 東葛飾地域食育推進連絡会議発行の「東葛飾食育だより」に、市川市の食育フェア、朝食の推進、学校のWeb活用の広報活動等が掲載されました。

（３）第１次計画の総括

第１次計画の目標とした「食と健康に関心を持つ」、「食を楽しむ」、「安心できる食を選ぶ」は、すべての項目をみたす指標を設定していなかったため、「食を楽しむ」や「安心できる食を選ぶ」については評価できていないところが生じました。

数値目標とした内容は、策定時の実績値を上回る項目が多い結果となりましたが、微増や横ばい、低下した部分は、２０歳代女性の朝食の欠食や生活習慣病予防に関連するバランスの良い食事など世代別の課題が明確となりました。

また、市民を取り巻く状況では、平成２２年度国勢調査と内閣府などのデータから平均世帯人員の減少していることや高齢者数の増加、そして小中学校から年齢が上がるにつれて一人で食事をする孤食といわれる現象が懸念されます。さらに、東日本大震災や風災害などにより、平常時の備えや食の安心安全への関心が広がっています。

食育は、生涯を通じて取り組むべき内容としてライフステージに沿って進めていくことが効果的であると考えられます。そのため、第１次計画から得られた成果の一つであるネットワークとの連携で課題などの解決のための取り組みを推進していきます。

【別表 第1次食育推進計画を具体的に推進するため13項目の数値目標】

No.	項目	対象	H19年度 調査数値	目標値※1 H22年度	現況H23			評価
					※2 H22ライ フスタイル 調査	※3 食事調 査	※4 eモニ	
1	食育の言葉も意味も知っている割合	20歳以上	54%	80%	-	77%	72%	↑
2	「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている割合	20歳以上	40%	70%	-	38%	48%	↑
3	ほぼ毎日、1日3食食べる人の割合	20歳以上	78%	100%に近づける	-	92%	84%	↑
4	朝食を欠食する割合	小学生	7%	0%に近づける	5.7%	0.5%	-	↑
		中学生	16%	0%に近づける	11.7%	2.8%	-	↑
		20歳代女性	11%	0%に近づける	-	-	13%	↓
		20歳代男性	31%	0%に近づける	-	-	26%	↑
		30歳代男性	18%	0%に近づける	-	-	13%	↑
		40歳代男性	21%	0%に近づける	-	-	13%	↑
5	朝食に、主食・副菜・主菜をそろえたバランスのよい食事を食べる人の割合	小学生	71%	100%に近づける	-	-	-	↑
		中学生	52%	100%に近づける	-	-	66%	↑
6	1日1食主食・副菜・主菜をそろえたバランスのよい食事を食べる人の割合	20歳以上	93%	100%に近づける	-	87%	-	↓
7	1日2食以上野菜料理を食べる人の割合	20歳以上	57%	80%	-	86%	59%	↑
8	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している割合	20歳以上	93%	100%に近づける	-	97%	93%	→
9	20～30歳代女性のやせ（痩身）の割合	20歳代女性	21%	啓発に努める	-	-	24%	↓
		30歳代女性	19%	啓発に努める	-	-	14%	↑
10	学校給食における地場産物を使用する学校の割合	幼稚園・小学校・中学校	100%	100%を持続	-	-	100%	→
11	食育推進に関するボランティアの割合	食生活改善推進員	90人	10% up	-	H23実績 91人		↓
12	農業・漁業体験を通じた食育に取り組む市民を増やす	全体	80%	90	-	100%	95%	↑
		（うち農作業）	80%	90	-	-	95%	↑
		（うち漁業体験）	84%	90	-	-	69%	↓
13	食育に関心を持つ店舗を増やす	健康ちば協力店登録数	87店舗	200店舗	-	111店舗 （保健所情報）		↑

※1 目標値：策定時設定数値目標

※2 現況：小学生・中学生 H22年度児童生徒のライフスタイル実態調査

※3 現況：20歳以上 食事調査 H23イベント時調査

※4 現況：eモニター制度による食育アンケート結果

【各種調査内容①～⑦】

詳細の内容と結果は、資料編に掲載する。

① 市川市 e モニター制度による調査

食育に関する市川市 e モニター制度による調査を平成 23 年 7 月に実施した。

食育に関するアンケートその 1 は、「食育の意識等」、その 2 は「農水産について」に関する質問項目を設定した。

また、市川市健康増進計画の見直し調査が同時期に実施され、食育と質問項目の重複をさけるために、健康に関するアンケートその 1 から、「メタボ・BMI について」、その 2 からは「栄養・食生活について」の項目を参考値として引用した。

ア 調査の目的

市民の食育に対する意識等を調査・分析し、その中から食育に関する課題、今後の施策の方向など食育推進計画の見直しのための基礎資料とする。

イ 調査対象

e-モニター制度登録者（全対象者数：5,376 人）

ウ 調査期間

- ・食育に関するアンケート 2011. 7. 15～7. 25（10 日間）
- ・健康に関するアンケート 2011. 7. 8～7. 19（11 日間）

エ 回答状況 回答者数

- ・食育に関するアンケート その 1（食育の意識等） 1,549 人（28.8%）
- ・食育に関するアンケート その 2（農水産について） 1,332 人（24.8%）
- ・健康に関するアンケート その 1（メタボ・BMI） 1,636 人（30.4%）
- ・健康に関するアンケート その 2（栄養・食生活） 1,411 人（26.2%）

② イベント（市民まつり等）における食育調査

平成 22 年 7 月「食の祭典」にて 48 名、同年 11 月「第 36 回いちかわ市民まつり」にて 150 名、計 198 名に対して、会場で聞き取り調査を実施した。

③ 40 歳以上の市民の健康の状況（保健スポーツ部 疾病予防課）

平成 20 年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、糖尿病等の生活習慣病を予防するための「特定健康診査」が開始となり、40 歳から 74 歳に達する、市川市国民健康保険に加入されている方（約 8 万人）が対象となっている。

平成 23 年度の「特定健康診査」は、35,266 人の方が受診している。有所見割合を見ると、脂質異常症（42%）、高血圧性疾患（33%）が高い割合になっている。

年代別の判定・指導区分をみると、年齢が高くなるにつれて「要医療」もしくは「要指導」の割合が高くなっているが、40 歳代や 50 歳代においても、半数以上に何らかの所見が見られる。

④ 児童・生徒のすこやか検診（学校教育部 保健体育課）

市内・公立小学校 5 年生・中学校 1 年生の希望者を対象に生活習慣病予防検診を実施し、結果を通知し指導する。

平成 22 年度（2010 年度）に市内小学校 5 年生と中学校 1 年生に実施した小児生活習慣病予防すこやか検診によると、生活習慣病の因子を持たない児童生徒（正常範囲者）の割合が小・中学生で 81.6%となっている。平成 17 年度（2005 年度）の 68.3%より改善されたものの、引き続き小学生及び中学生においても生活習慣病予防に向けた取り組みが重要となっている。

また、女子児童・生徒にやせ（痩身）傾向（肥満度－20%未満）が見られる。成長期の無理なダイエットを予防する取り組みが大切である。

⑤ 児童・生徒の実態調査報告（学校教育部 保健体育課）

平成 22 年度児童生徒のライフスタイル実態調査報告では、「朝食」については、児童の 94.3%、生徒の 88.3%が朝食を食べていることが分かった。平成 18 年度児童生徒の食生活実態調査報告からは、小学生の 2 割、中学生の 3 割が「主食のみ」と回答しており、朝食を摂らなかった児童・生徒の理由では 4 割が「時間がない」、3 割が「食欲がない」という理由であった。

「主食・主菜・副菜のそろった食事が摂れているか」については、児童・生徒の 15%前後であることが分かった。主食のみが小学生の 2 割、中学生の 3 割で最も多い結果となった。

また、朝起きて心身に感じる不快感も、疲れやすい、イライラする、朝から眠い、

やる気がでないなどの回答であった。生活習慣からの質問も併せて考えると、「夜更かしをし、朝起きられず、起きてからの時間がなく、主食のみの朝食を済ませ、あわてて登校する」と言った生活習慣の乱れがうかがえる。「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムを習慣づけることが必要である。

⑥ 児童すこやか口腔検診（学校教育部 保健体育課）

平成 23 年度児童のすこやか口腔検診は、学校歯科保健の中で学齢期の児童・生徒達の食べる機能を評価し、ライフスタイルや生活習慣病との関連性を追求するとともに、学校保健における口腔機能の維持と増進の役割を位置づけることを目的に、市内の小学校 7 校を対象に実施した。

結果を見ると、唾液検査から唾液分泌量が少ない児童が 3 割近くを占めていた。唾液の分泌量は、噛むことによって増える。よく噛んで唾液が増えることで、「消化を推進させる」「口の中でバリアーとなり、体内に入る細菌をブロックする」「口腔粘膜を守る」等の効果が生まれる。食物の噛む回数を増やしたり、固いものをよく噛んで食べるように心がけることが大切である。

また、不正咬合のある児童、叢生のある児童が 3 割、空隙のある児童も 1 割おり、かみ合わせのバランスがよくない分、噛む回数を増やしていくことも大切であると考え。

口腔内の検査では、歯垢のある児童が 3 割を超え、歯肉発赤がある児童も 2 割以上もあり、歯みがき指導を充実させ、口腔内を清潔に保つことが重要と考える。

⑦ 市川市の特徴～平成 22 年度国勢調査から～

- ・平均世帯人員が減少傾向にある。

3 人以下の世帯が全体の 8 割以上を占め、平均世帯人員は 2.1 人と減少傾向にある。

- ・高齢者世帯は増加している。平成 22 年 10 月 1 日現在で 65 歳以上の親族がいる一般世帯は 59,216 世帯で、5 年前の前回調査と比較すると 12,986 世帯増えてる。

（増加率 28.1%）。また、高齢単身者数は、5 年前から 4,651 人増加して 16,381 人（男性 5,826 人、女性 10,555 人）となった。（増加率 39.7%）

- ・農林漁業にたずさわる人が減少し、高齢化している。

産業における 15 歳以上の就業者数の第 1 次産業（農林漁業）は 1,243 人で、推移を見ると減少しており、年齢も高くなっている。

【第 1 次食育推進計画掲載事業実績】

《食育関係課》

事業名 【所管課】	市川市学校保健会（健康教育講演会、学校保健講演会等の開催） 【保健体育課】		
事業概要	学校保健の向上と保健教育の徹底を期し、児童・生徒・教職員が健康の 3 要素「運動・栄養・休養」の必要性を知り、バランスよく取り組み健康増進に寄与する。		
成 果	学校保健講演会、エイズ講演会は、児童生徒の健康増進を図るため、学校保健に関するテーマで講演会を実施する。各校とも学校教育活動全体を通して計画的に活用できた。		
課 題	学校保健講演会、エイズ講演会の実施率が上っており、更に保護者への啓発活動を推進していく。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	健康教育講演会 205 人/1 回 学校保健講演会 年 1 回 11 校 エイズ講演会 4 校	健康教育講演会 206 人/1 回 学校保健講演会 年 1 回 15 校 エイズ講演会 4 校	健康教育講演会 230 人/1 回 学校保健講演会 年 1 回 23 校 エイズ講演会 5 校
事業名 【所管課】	小児生活習慣病予防検診事業 すこやか検診身体測定・血液検査、すこやか歯科検診咬合力・唾液検査、食事調査等の実施 【保健体育課】		
事業概要	望ましい生活習慣を確立するため、小児生活習慣病予防検診を実施する。		
成 果	すこやか検診では、受診率が 80%を超え、子ども、保護者の意識も高まってきている。各校でのヘルシースクールへの取り組みも進んできており、食育の授業の実施も多くなっている。		
課 題	すこやか検診の受診率が上がっている中、年々、予算が削減傾向にあるので、各校の工夫したヘルシースクールの取り組みが必要になる。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	食事調査 6,766 名 すこやか検診 4,960 人 すこやか口腔検診 1,452 名 味覚調査 131 名	食事調査 7,024 名 すこやか検診 5,400 人 すこやか口腔検診 709 名 味覚調査 75 名	食事調査 4,022 名 すこやか検診 3,390 人 すこやか口腔検診 643 名 味覚調査 75 名

事業名 【所管課】	市川市学校給食展（栄養相談、自由研究、給食紹介、栄養指導、市川の産物紹介、親子祭り寿司、給食試食、生活習慣病資料展示、児童図画、調理研究発表会） 【保健体育課】		
事業概要	広く一般市民並びに関係者に対し、学校給食の意義とその重要性の周知を図ることを目的に親子で体験、学校給食の献立紹介、調理器具の展示紹介、給食調理の疑似体験などを実施する。		
成 果	大洲防災公園においての市民まつりに学校給食会とともに参加し、約 3,300 人の市民が訪れ、給食調理の疑似体験や大きな調理具の展示・献立紹介など好評を得た。		
課 題	食育関係課と共に、メイン広場での展示ができたので今後とも連携をしながら、PRをしていくことが必要と感じる。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	来場者数（延） 1,300 人（食育フェア）	来場者数（延） 1,000 人（食育フェア）	来場者数（延） 3,278 人（市民まつり）
事業名 【所管課】	給食管理 【保健体育課】		
事業概要	学校給食（幼稚園を含む）において、できる限り手づくりを取り入れ、旬の素材を活かし、地場産物の活用、行事食、郷土料理、バイキング給食等、魅力あふれる季節感のある献立を考える。給食だよりや保護者試食会、栄養相談を実施し家庭への啓発を図る。また、一汁二菜の栄養バランスの取れた日本型食生活の良さを見直し、その導入を推進する。		
成 果	各学校で、地場産物を活用しながら様々な献立を通し、米飯給食の増加がみられた。		
課 題	自らの成長や健康のために望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら判断できる能力を育成する。		
事業名 【所管課】	食に関する指導体制の充実（栄養教諭・特別非常勤講師等） 【保健体育課】		
事業概要	食に関する指導の充実を図るため、専門的知識と経験を持つ学校栄養職員を特別非常勤講師として活用し、食育に関する授業の推進をする。		
成 果	専門的分野を担当することにより、子ども達の興味関心が高くなり、指導の効果が上がった。		
課 題	栄養教諭による取り組みを市内全体に広げ、食育の充実を図る必要がある。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	特別非常勤講師登録数 22 名	特別非常勤講師登録数 16 名	特別非常勤講師登録数 17 名

事業名 【所管課】	ヘルシースクール推進事業 【保健体育課】		
事業概要	市全体の取組を統括するヘルシースクール推進協議会や各学校における取り組みの充実を図るヘルシースクール推進委員会を開催する。		
成 果	各園・学校で専門講師を招聘した食育関連の講演会を延べ12回実施した。		
課 題	ヘルシースクールのコンセプトである「望ましいライフスタイルの確立」にある3本柱（体力づくり、望ましい生活リズム、環境衛生）と食育の関連性強化。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	推進協議会 2 回 参加者数（延）325 人 推進委員会開催校 64 校	推進協議会 2 回 参加者数（延）252 人 推進委員会開催校 64 校	推進協議会 2 回 参加者数（延）243 人 推進委員会開催校 64 校
事業名 【所管課】	公立保育園管理運営 【保育課】		
事業概要	保育園における食育を実施し、日頃の野菜栽培体験、調理体験（給食管理、栄養・アレルギー相談、給食だより、園庭野菜栽培・給食素材の利用、野菜の給食前展示、皮むき体験、年齢別調理保育、伝承行事食、バイキング給食、ごっこ遊び、保護者試食会、パネルシアター）などを通じてさまざまな食品に触れ、料理作りへの関心を育てることで子ども達の望ましい食習慣を育成する。		
成 果	各年齢に応じた調理や野菜の栽培を経験させることで家庭での手伝いや親子クッキングをする時間を作るようになった。		
課 題	継続的に保育園でも家庭でも調理体験を出来るよう、保護者や保育士に簡単なクッキング等助言したり、レシピの配布などがある。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	参加者数（延）35,742 人 実施回数 140 回	参加者数（延）20,643 人 実施回数 230 回	参加者数（延）19,024 人 実施回数 200 回
事業名 【所管課】	健康教育事業（栄養関係） 【保健センター健康支援課】		
事業概要	ライフステージに沿った妊産婦、乳幼児、成人、高齢者等に対し食育を推進するため、妊婦さんの食事教室、離乳食教室（1回食、2回食）、生活習慣病予防講座（高血圧、脂質異常症、糖尿病）、栄養講座等を開催する。		
成 果	市民の食への関心は高く、経年的に依頼の栄養講座の要望が高いため、食育や生活習慣病予防について広く周知できた。		
課 題	朝食の欠食対策など、食育の課題を事業時にも広く啓発していく必要がある。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	参加者数（延）3,311 人 実施回数 156 回	参加者数（延）3,964 人 実施回数 171 回	参加者数（延）3,334 人 実施回数 156 回

事業名 【所管課】	地域支援活動 【保健センター健康支援課】		
事業概要	市民の健康水準を向上させるために、健康上の課題の解決に向けた健康づくりに取り組みたい市民グループや団体の活動を市民と行政のパイプ役である食生活改善推進員、保健推進員が支援する。		
成 果	食生活改善推進員活動で習得した内容を、各地区の年度計画のアドバイスや毎回の運営のサポートに活かしている。		
課 題	9 地区の内、4 地区で食生活改善推進員が参画している。健康づくり活動に取り組むグループメンバーの高年齢化に合わせてプログラム作成が必要である。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	実施会場 12 会場	実施会場 12 会場	実施会場 9 会場
	開催回数 112 回	開催回数 105 回	開催回数 75 回
事業名 【事務局】	市川市勤務栄養士ネットワーク 【保健センター健康支援課】		
事業概要	健康都市プログラムによる食のネットワークの形成として開始した。正しい食習慣を普及し、生活習慣病予防事業として位置づけ、福祉・教育・保健等の分野に勤務する栄養士が連携し、食に関する情報発信を行う。 推進目標は「朝食を食べよう！」等の推進・広報活動、イベント時啓発活動である。		
成 果	市全体のイベント市民まつりに参加し、老若男女に広くPRすることができた。		
課 題	食育のネットワークをさらに強化し、あらゆる年代に継続して働きかけることが必要である。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	朝食推進リーフレット 30,000 枚 広報掲載 4 回 マイタウン食育コーナー 10 回、 食育フェア、食の催し、食の祭典等	朝食推進リーフレット 30,000 枚 マイタウン食育コーナー 10 回 食育フェア、食の祭典等	朝食推進リーフレット 30,000 枚 食の祭典、市民まつり、漁ぎ よまつり等

事業名 【所管課】	食生活改善推進員 【保健センター健康支援課】		
事業概要	市民の食生活改善に関する普及啓発と健康に対する意識を高めるための活動を推進するため食生活の相談窓口、ヘルスメイトの料理講習会、親子料理教室等を開催する。また、市保健事業協力及び食生活改善のPRを行う。		
成 果	野菜摂取向上、地産地消と食育の推進を市民まつりや食のイベントでPRした。特に市民まつりへの参加は食育に関心のない世代を含め老若男女に広くアピールできた。		
課 題	活動の担い手である推進員が介護、就労、市外転居などで減員となることがあるが、補充が困難である。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	実施日数（延） 192 日	実施日数（延） 188 日	実施日数（延） 169 日
	参加者数（延） 5,569 人	参加者数（延） 8,010 人	参加者数（延） 7,205 人
	相談日数（延） 2,834 日	相談日数（延） 2,688 日	相談日数（延） 2,484 日
	相談等人数（延） 14,839 人	相談等人数（延） 20,385 人	相談等人数（延） 20,367 人
事業名 【所管課】	健康増進指導事業 【保健センター健康支援課】		
事業概要	積極的な体力づくりと健康の保持増進対策の一環として骨粗しょう症の予防事業として骨密度測定を実施する。		
成 果	実施希望が増加している。若い世代からの体力づくりの動機付けとして効果をあげている。		
課 題	骨粗しょう症の予防に向けて測定者また測定依頼の増加に伴う体制及び場所の確保への対応が必要である。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	参加者数（延） 2,864 人	参加者数（延） 2,965 人	参加者数（延） 2,402 人
	実施回数 71 回	実施回数 69 回	実施回数 71 回
事業名 【所管課】	減農薬栽培推進事業 【農政課】		
事業概要	環境にやさしい農業の推進事業として、梨栽培及びトマト等の施設園芸栽培における農薬散布回数を削減し、環境負荷や生産者の肉体的負担を軽減するとともに、消費者が求める安心・安全な農作物を生産するための事業を支援する。		
成 果	梨栽培や露地野菜・施設栽培において、農薬散布回数を軽減できる各種資材の導入を促進し、環境にやさしい農業を推進した。		
課 題	更なる減農薬化の推進		

事業名 【所管課】	学校給食における農水産物供給のための仕組みづくり（学校・生産者・農協・漁協等との連携）【農政課 臨海整備課】		
事業概要	学校給食会への市川産の農水産物の普及を図り、地産地消を進める。		
成 果	学校給食会を通じて市川産の梨、海苔等を学校給食メニューへ取り込み、地場農産物の普及を図られた。		
課 題	より強固な関係者のネットワークづくり		
事業名 【所管課】	体験農園事業（市民農園、ふれあい農園、体験農園） 【農政課】		
事業概要	土に触れる機会が少なくなった市民に農作業体験をしてもらい、農業への楽しさや難しさ、収穫の喜びを知ってもらい都市農業への理解を深める。		
成 果	市民農園・ふれあい農園・体験農園において、市民が土に触れ合いながら農業の楽しさや難しさを理解する機会を提供した。		
課 題	農業理解の場としての事業が浸透していない。		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	市民農園区画数 950 区画 ふれあい農園区画数 450 区画 体験農園区画数 100 区画	市民農園区画数 1003 区画 ふれあい農園区画数 300 区画 体験農園区画数 100 区画	市民農園区画数 999 区画 ふれあい農園区画数 300 区画 体験農園区画数 100 区画
事業名 【所管課】	トレーサビリティの推進 【農政課】		
事業概要	農産物の生産履歴の明確化を推進する。（ＪＡいちかわ）		
成 果	主にＪＡにおいて実施している、農産物栽培時の農薬等の使用や管理方法等の栽培履歴管理支援を行った。		
事業名 【所管課】	魚食文化フォーラム実行委員会 【臨海整備課】		
事業概要	生産者・消費者・小売業者・行政からなる魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、イベント等を開催し、市民の参加を得ながら、市内水産業の振興と水産物の消費拡大を図る。小学校でのノリスき体験学習、公民館等での魚のさばき方教室、地場産物を使った料理教室、漁場見学会を開催する。		
成 果	各事業を実施したことで、水産業への理解や地場産水産物の消費拡大など促進することができた。		
課 題	希望校が多いノリスき体験の実施方法		
実 績	21 年度	22 年度	23 年度
	参加者数（延） 1,442 人 開催回数 14 回	参加者数（延） 1,429 人 開催回数 14 回	参加者数（延） 1,031 人 開催回数 11 回

《関連課》

担当課 事業名	事業内容	取組の成果・課題
子育て支援課 すこやか応援隊 (すこやかひろば 事業)	家族みんなでクッキング、野菜と友達になろう、親子クッキング、デイキャンプ～お父さんの作ったカレーを食べよう！(H22 から家族の週間事業)	成果：保護者に向けた「食育」に関する意識の啓発。 集団で作り食べることの楽しさを経験し、苦手な食材を口にしたりし、食への意識づけとなった。子への遊びの提供や母親同士の交流を含めた情報提供など、保育士・栄養士ならではの内容が実施できた。 課題：1～3歳と対象年齢に幅があるため、内容や会場の使い方に工夫が必要である。食の相談が多く、食を楽しむ経験や考え方を見直す機会として、どの様な取り組みが効果的か検討していく。
障害者施設課	明松園における食育の実施	成果：食に関心を持つ。食事マナーや肥満予防の啓発。 リクエストメニューを給食に取り入れることにより、給食(食)に関心を持ち、個人に合った食事量・形態を知ってもらう。栄養相談により家庭での食事に、より関心を持ってもらう。 課題：個人により成果が違うため継続が必要。
健康都市推進課 健康都市推進講座	自分や家族の健康管理を積極的に行う人材を育成するため「健康都市推進講座」を開催する。	成果：「食育」に関する講座、教室、イベント等の実施。 講座の修了者が健康都市推進員となり、地域で料理講習会などを開催している。平成24年度はガーデニングと料理をテーマに料理講習会を行った団体があった。 課題：講座の卒業生である推進員がいかに講座運営についても活躍できるかが課題となった。
子育て支援課 こども館食育事業	こども館食育事業 チャレンジ COOK(梨ジャム、手作りうどん、バターづくり)他を実施。	成果：こども館における食育の推進。 市川市で収穫した梨から梨ジャムを作り地産地消について知ったり、小麦粉をこねてうどんを作ることで作る課程の楽しみ、食することの楽しさを味わう。 課題：保護者が子どもに体験させたい内容と子どもが参加したい内容にギャップがあるため限られた時間や施設内での計画の立て方を検討する必要がある。
男女共同参画課 親子DEクッキング	父子で楽しく料理を作りながら、男性の家事・育児への参加を促す。	成果：保護者や子どもに向けた「食」に対する意識啓発。 クリスマスやひな祭りなど、実施時期の各行事に合わせた軽食とケーキ作りができ、季節に合わせた食への意識づけができた。

担当課 事業名	事業内容	取組の成果・課題
男女共同参画課 男性の料理教室	男性に料理の楽しさを 知ってもらい生活的自 立を図る。	成果：食に対する意識の啓発 季節の旬の食材を使ったり、行事食など日本の食文化に についても理解を深めながら実習を行うことができた。 課題：講座終了後も調理を続けてもらえるような仲間づくりや 活動支援を行う必要がある。
国際交流課 日独交流 150 周年記念 いちかわドイツデイ	市川市とローゼンハイ ム市との間で締結され た盟約書に基づき、両市 市民相互信頼及び友情 を深めると共に、両市交 流の更なる発展に寄与 することを目的に、パー トナーシティ交流事業 として、舞踊、民芸、食 などを通じて、ローゼン ハイム市の文化を広く 市民に紹介するもの。国 際交流協会、市川市、い ちかわドイツデイ実行 委員会の三者主催事業。	成果：食などを通じて異文化交流を図り国際理解を深める。 平成 23 年は日独 150 周年にあたる年であったため、ド イツビールやソーセージ、パン等ドイツ食文化の紹介を するとともに、両市の交流紹介パネル展示、ドイツ及び 日本文化ショー等の開催、ドイツクラシック映画の上 映などを行った。これにより、両市の交流について市民 へ周知するとともに、ローゼンハイム市及びドイツ文化 について市民の理解を深めることができた。 課題：企画から実施まで両市市民が積極的に携わり、より市民 に根付いた事業となるための仕掛けづくり。
国際交流課 インターナショナルデ イインいちかわ	舞踊、民芸、食などを通 じて異文化交流を図り 国際理解を深める。 (国際交流協会主催)	成果：食などを通じて異文化交流を図り国際理解を深める。 世界の軽食を味わえるブースを設けた他、日本文化体 験、民族衣装の展示、民族舞踊、防災関連ブース、フリ ーマーケット、日本語スピーチコンテストなどを行い、 市民の国際理解を深めるとともに、市内在住外国人の日 本文化体験の場を設けることができた。 課題：多くの参加者数を見込める会場の確保

担当課 事業名	事業内容	取組の成果・課題
地域教育課 稲作体験事業	稲作体験を通じて、自然や人とのふれあい、勤労と収穫の喜びを体験させることにより、心豊かな子ども達を育てることを目的とし、地元生産者等で構成される「市川米っ人くらぶ」に事業を委託している。	代掻きから脱穀まで一連の稲作体験事業実施。（地元農家等で構成される「市川米っ人くらぶ」に委託）
総合市民相談課 （消費生活センター） 市民情報提供・消費者啓発事業	日常生活の身近な問題を取り上げ、専門講師により最新の知識や情報を提供する消費生活講座を開催している。	市民が、安全で安心な消費生活の実現を図るため、最新の知識や情報提供を行う。
保健医療課 食品衛生啓発事業	飲食によって発生する食中毒を防止し、もって公衆衛生の向上を図るため、市川市保健所管内食品衛生協会が行う食品衛生に関する知識の普及及び啓発を図る事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	成果：食品衛生に関する知識の普及・啓発。食の安全安心。市民の食品衛生意識の向上を図るため、宣伝効果の高いSL型広報車で市内全域を巡回する食中毒予防パレードを平成23年8月4日（木）に実施。啓発用リーフレットとポケットティッシュ2,000組を配布した。また、食品等事業者についても、食品衛生知識の普及・向上を図るため、広報誌「いちかわ食協だより」5,100部を配布した。（平成23年度実績） 課題：平成23年度から、補助対象事業が3事業から2事業に減少してしまった。食品衛生協会が行う食品衛生知識の普及啓発事業の活性化が課題である。
環境政策課 エコライフ推進員制度	地球温暖化対策事業 地球温暖化対策として、市民における取組を推進するため、市民30名を「エコライフ推進員」に委嘱して、家庭での省エネルギー・省資源のための「エコライフ（地球にやさしい生活）」の普及を図っている。	成果：ゴーヤの「緑のカーテン」を広く推奨し、様々な料理レシピを作成、市民が収穫したゴーヤを持ち寄り、「エコクッキング」啓発を実施。無駄のない食材の活用調理を実践。児童を対象にした「地産地消」や「保温調理」を推奨した「エコクッキング」の調理体験啓発を多数実施。事業者と協働で市特産物の料理レシピを作成し、「地産地消」をPR。 課題：ニーズの多様化に対応する為、伝える側（推進員）の意識や知識の向上を図る必要があり、多方面の研修を実施した。

担当課 事業名	事業内容	取組の成果・課題
環境政策課 みずアドバイザー 制度	生活排水対策推進事業 生活排水による河川の汚れを減らすために、市民 10 名を「みずアドバイザー」として委嘱し、三角コーナーやストレーナーへのろ紙袋の設置、ゴムベラやアクリルたわしの使用による洗剤の使用抑制など、家庭でできる生活排水対策の普及啓発を行っている。	成果：食べ物と生活排水の普及・啓発。河川の水質改善に伴い、啓発地域を絞ることで啓発効果を高める。 市内の河川の水質は浄化傾向にあり、平成 20 年度以降、春木川の BOD の年平均値が 10mg/L 以下となっており、事業の目的達成に向かっている。 課題：事業の根拠である「市川市生活排水対策推進計画」の目標である「みんなの力で真間川に清流を取り戻す」ために、みずアドバイザーと同じく市民への啓発活動を行う「エコライフ推進員制度」などの関連事業と連携を図りながら、より一層効果的かつ効率的な家庭でできる生活排水対策の普及啓発を進めていく必要がある。
商工振興課 いちかわ産フェスタ	市川産業まつり支援事業 市川商工会議所青年部により構成された実行委員会が運営の中核となり、地域密着型インターネットモール「いちかわ産モール」に掲載している事業者などが主体となって行うイベント。	成果：農協、漁協の直売所、地域ブランド協議会による地産地消、地場産物の紹介・PR。（商工会議所青年部実施） 食育の視点から、JA いちかわ、漁協の直売所、地域ブランド協議会による「いちかわの梨」を使った商品の紹介など、幅広く地場産物の紹介・PR ができた。 課題：実施主体が商工会議所青年部であり、市は補助金の支出のみで、直接企画運営には参加していない。

コラム

健康ちば協力店推進事業～千葉縣市川健康福祉センター（市川保健所）

千葉県では、県民の健康づくりに役立つよう、飲食店等に「健康ちば協力店」として登録していただき『メニューの栄養成分表示』や『健康に配慮したメニューの提供』等を進めています。

登録条件は、①メニューの栄養成分表示②健康・栄養情報等の提供③ヘルシーオーダーへの対応（エネルギー・脂質・塩分が気になる人、かむ力が弱く食べにくい人への内 2 項目）④店内の終日全面禁煙のうち、いずれか 2 つ以上に取り組んでいる飲食店等となっています。

市川保健所管内の登録店舗数は平成 19 年度 87 店舗から平成 23 年度 111 店舗と 28%増加し、県内の 8%増加を上回っており、飲食店等の関心の高さがうかがえます。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「健康で豊かな食生活を営むまち市川市」

第2次計画では、第1次計画で掲げてきた、『市民一人ひとりが、「正しい食生活を推進する」「楽しい食を推進する」「食の安全を推進する」ことを通して、健康で豊かな食生活を営み、「誰もが健康なまちをつくる」活力あるいちかわの実現をめざす』基本理念を継承し、『健康で豊かな食生活を営むまち市川市』とします。

2. 基本目標

「生涯を通して健康な食生活を実践することで健康寿命の延伸を図る。」

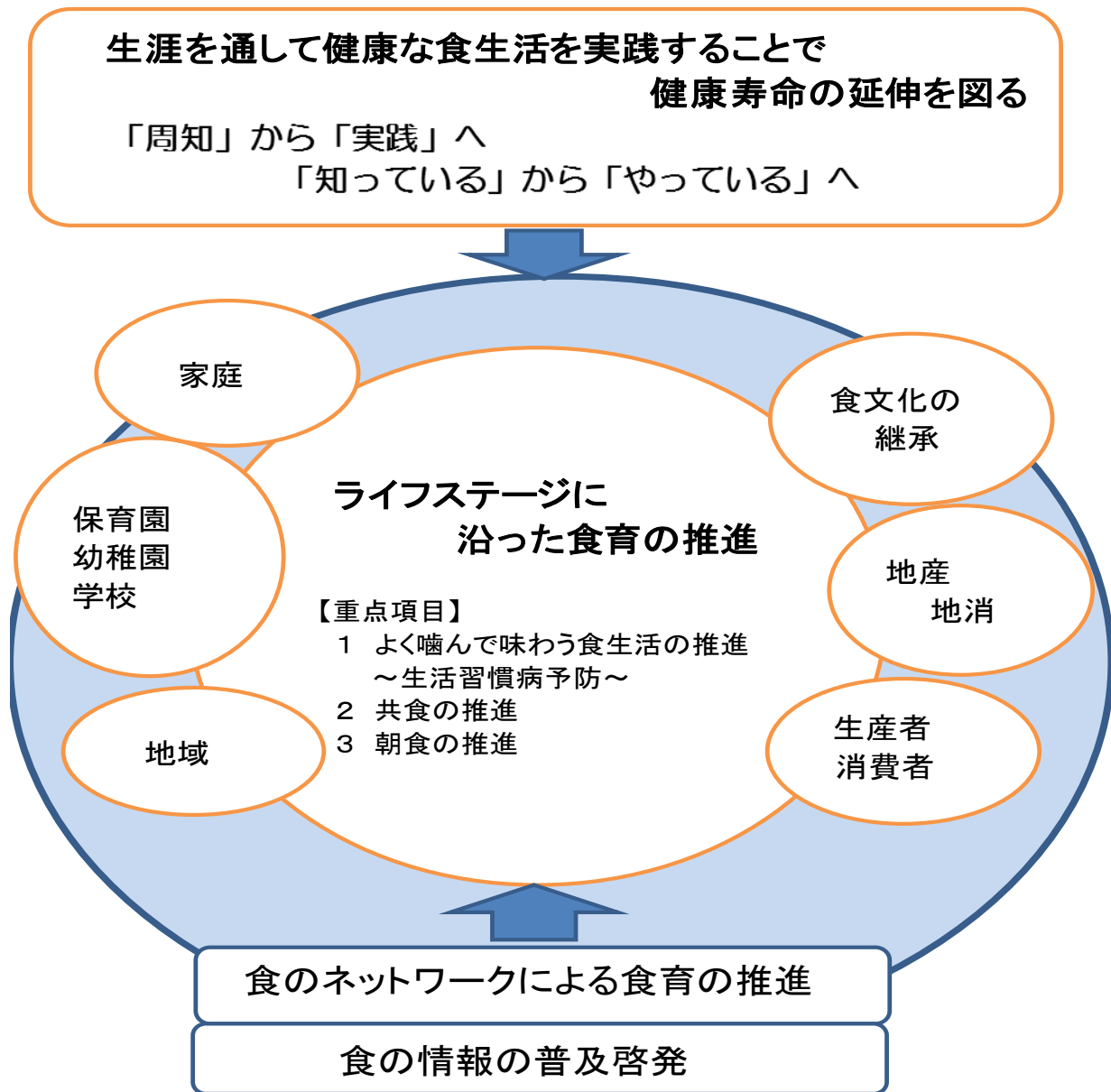
第2次計画では、市民がいつまでも健康であるという自覚をもち生活を営むことができるようにするため、心身ともに自立して健康的に生活できる期間を保つことができる健康寿命の延伸を目標に、食育の視点から実践できるようにアプローチしてまいります。

《 計画の指標 》 食育の実践者の増加

3. 食育の視点

第2次計画では、具体的に計画を推進していくため、第1次計画の3つの基本目標であった「食と健康に関心を持つ」、「食を楽しむ」、「安心できる食を選ぶ」を、食育推進のための横断的な視点としてとらえ、推進してまいります。

【 食育推進のための取組イメージ図 】



《食育の視点》

1 食と健康に関心を持つ

栄養バランスのとれた食事や食べものと健康の関係を理解し、自分の身体に合った食事を選択することができる力を育みます。また、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを知り、適度な運動と十分な睡眠を確保した生活リズムの中で食習慣を身につけます。

2 食を楽しむ

家族や友人と一緒に食卓を囲み、おいしく楽しい食事を実感し、心の安定をもたらします。また、家庭を中心とした世代間の伝承を通して、買物、料理や季節の食材や食文化に触れ、体験を通じて食を楽しむことを育みます。

3 安心できる食を選ぶ

食材・食品の生産、流通過程、食の安全性について学び、食べものがどのように食卓に届くのか、「生き物の命」や「環境」への気づきを通して、食への感謝の気持ちや食の理解を深める力を身につけます。

4. 目標を達成するための基本施策と指標

第2次計画では、第1次計画の成果（食育の高い認知度と食のネットワーク構築）と課題（世代別課題と食の安心安全）等から、食育の認知から実践者を増加させるために基本施策とその取り組みを位置づけました。

1) 基本施策と具体的な取組

◆基本施策 ライフステージに沿った食育の推進

- 重点項目(1) よく噛んで味わう食生活の推進～生活習慣病予防～
- 重点項目(2) 共食の推進
- 重点項目(3) 朝食の推進

◇具体的な取組1 食のネットワークによる食育の推進

- (1) 家庭における取組
- (2) 保育園、幼稚園、学校における取組
- (3) 地域における取組
- (4) 地産地消における取組
- (5) 食文化の継承のための活動
- (6) 食の安全性に関する取組
- (7) 災害時における食の対応の周知

◇具体的な取組2 食の情報の普及啓発

- (1) 市川市 Web サイト等による広報活動
- (2) 講習会、各種教室、体験事業、イベント等による普及啓発
- (3) 保育園、幼稚園、学校等での普及啓発
- (4) 食育月間及び食育の日による普及啓発
- (5) その他

2) 第2次市川市食育推進計画の数値目標

第2次計画の数値目標の選定にあたり、第1次計画の検証を踏まえて整理するとともに、国の食育推進計画で用いている評価項目を本市においても経年的に調査し国と市と比較することとし、また、本市が掲げた目標の指標（実践者）となる項目を加えて設定しています。

第1次市川市食育推進計画数値目標 13項目（参照 p 9）



第1次計画の検証により整理した項目 6項目（参照 p 9）

- ・認知度が高く、周知から実践を目指す項目に移行 No.1
- ・第2次の数値目標に位置づけないと判断した項目 No.2. No.3. No.11
- ・国と同じ項目のため No.12
- ・県事業のため No.13



第2次計画に継承する項目 7項目



新たに選定した項目 7項目

- ・国の項目 5項目 No.8. No.9. No.10. No.11. No.12
- ・市独自の項目 2項目 No.13. No.14



第2次市川市食育推進計画数値目標 14項目

【第2次食育推進計画数値目標】

No.	項目	対象	直近実績値 H23年度	目標値		
				市川市	国	県
1	ほぼ毎日、1日3食食べる人の割合	20歳以上	84%	100%に近づける	—	—
2	朝食を欠食する市民の割合の減少	小学生	5.7%	0%に近づける	子ども0%	子ども0%
		中学生	11.7%	0%に近づける		
		20歳代女性	13%	0%に近づける	—	15%以下
		20歳代男性	26%	0%に近づける	15%以下	15%以下
		30歳代男性	13%	0%に近づける		15%以下
3	1日1食主食・副菜・主菜をそろえた バランスのよい食事を食べる人の割合	全体	94%	100%に近づける	83.5%*	—
4	1日2食以上野菜料理を食べる人の割合	全体	59%	80%	73%*	—
5	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している割合	全体	93%	100%に近づける	92.7%*	—
6	20～30歳代女性のやせ（痩身）の割合	20歳代女性	24%	啓発に努める	—	—
		30歳代女性	14%	啓発に努める	—	—
7	学校給食における地場産物を使用する学校の割合	—	100%	100%を継続	—	—
8	【新規】食育に関心のある人の割合	20歳以上	87%	90%以上	90%以上	90%以上
9	【新規】直近1年以内に農林漁業体験に参加したことがある市民の割合の増加	全体	—	30%以上	30%以上	—
10	【新規】よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合の増加	全体	—	80%以上	80%以上	—
11	【新規】朝食又は夕食を家族や知人等と一緒に食べる「共食」の回数の増加	全体	—	週平均10回	10回以上	—
12	【新規】食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加	全体	—	70%以上	90%以上	70%以上
13	【新規】郷土料理や伝統食について「知っているものがある」、「食べたことがある」市民の割合の増加	全体	—	H25年度からの増加**	—	—
14	【新規】災害時の備えとして、3日間の飲料水・食料を備蓄している市民の割合	全体	—	H25年度からの増加**	—	—

出典 市川市：市川市eモニター制度調査
市川市児童生徒のライフスタイル実態調査
市川市学校教育部保健体育課
県：千葉県第2次食育推進基本計画
国：内閣府第2次食育推進基本計画
*内閣府「食育の現状と意識に関する調査」H21.12
**H25年度調査実施

◆基本施策 ライフステージに沿った食育の推進

基本施策を「ライフステージに沿った食育の推進」とし、以下の３点を重点項目として掲げました。

また、推進にあたっての具体的な取り組みは「食のネットワークの推進」と「食の情報の普及啓発」としました。ライフステージごとに食習慣として身につけ実践するための重要なステップです。

重点項目（１）よく噛んで味わう食生活の推進～生活習慣病予防～

本市の食育の世代別課題に、３０歳代、４０歳代の男性に肥満傾向が挙げられています。そして、「早食い」や「満腹になるまで食べる」習慣の人は肥満になりやすいというデータがあります。生活習慣病とは、肥満や骨粗しょう症、高血圧、糖尿病、高脂血症、がん等で、食習慣や運動、休養、喫煙、飲酒等が発症や進行に影響しています。肥満は、高血圧や糖尿病といった生活習慣病の入り口になりますので、食事の摂取方法を見直し運動を習慣化することで重症化予防の効果があります。

また、平成２３年度すこやか口腔検診結果において唾液分泌量が少ない児童が３割近くいました。よく噛んでゆっくり食べることで満腹感や唾液が増え、結果的に消化を助け、体内に入る細菌を抑え口腔粘膜を守る効果があり味覚が養われていきます。

この取り組みは、妊娠中から乳幼児、児童生徒、成人、高齢者に至るまで生涯を通じた正しい食習慣として啓発してまいります。

重点項目（２）共食の推進

世代別課題に「孤食」が挙げられています。子どもの場合は、年齢があがるにつれて孤食の割合が高くなっていますが、孤食は、偏食や栄養バランス、食欲低下を招きやすくなり、食生活の乱れの原因となる可能性があります。また、高齢者の場合は、これらに加え小食が栄養不足になり貧血や体力、感染に対する抵抗力が低下し、病気を招きやすくなります。このため、世代を通して身近な誰かと食事をともにすることは、コミュニケーションを通して、楽しみながら季節の食材や行事食などの食文化や食事作法なども受け継ぎ、栄養バランス等に関心を持つなど健康づくりにつながります。様々なきっかけで食べることを知り、周囲に次世代に伝えていくことが大切です。

このように、共食の大切さを伝え、理解者、実践者を増やしていくため、会食の機会の場の提供などを通して世代を超えて取り組み、関係機関を巻き込みながら実践者を増やしてまいります。

重点項目（３）朝食の推進

私たちの体は、24時間を1日として生活する昼行性として睡眠や体温調整、ホルモン等の関係が深くかかわりあいながら生活しています。朝食は、1日の活動が始めるにあたり、リズムを作り出すのにぜひとも必要なものです。朝食を抜くと血液中のブドウ糖が不足、いわゆる低血糖の状態になり、「イライラする、体がだるい、飽きっぽい、集中力がない、じっと座ってられない」など睡眠習慣とともに、心の安定、身体の発育、学力面に影響があるといわれています。

若い世代に朝食の欠食の課題が挙げられています。市民の朝食を食べる状況は改善されてきていますが、朝食は、脳に影響されることが証明されているため、活力ある生活や仕事を継続するために食生活の基礎作りとなります。

取り組みについては、食育月間や食育の日、「朝食を食べよう」のリーフレットの配布、保育園や幼稚園、学校等を通じての朝食の推進のみならず、レシピの内容等も含め工夫し、実践者を増やしてまいります。

コラム

いろいろな「コショク」があるのをご存知ですか？

「孤食」＝独りで食べる

「個食」＝複数でいても、それぞれがばらばらに食べる

「固食」＝同じものばかり食べる

「小食」＝過剰なダイエット意識でほんの少ししか食べない

他に、「粉食」粉製品を主食として好んで食べること、「濃食」味の濃い物を好んで食べることなど、心と体をおびやかす、さまざまな「コショク」があります。

ライフスタイルの多様化でや食の外部的化などにより、家族や誰かと一緒に食卓を囲む機会が減り、さまざまな「コショク」が進んでいるといわれます。

コミュニケーションが減ってきた中で食事マナーや健康を育む知恵を伝える機会が減り、個々の食習慣が乱れ始めても、互いに気づくことなく、健康に関わるさまざまな問題につながっています。

日々の中で、「共食」を意識し、食を通し、家族や仲間、さらには地域を含めた心のつながりを持ちましょう。

◇具体的な取組 1 食のネットワークによる食育の推進

第1次計画の取り組みの成果として、本市の食のネットワークは、比較的早い段階から様々な行事を通して構築されてきました。これは、他の自治体と比較すると学ぶべき状況であるとの関係者からの評価を受けているところであり特徴でもあります。引き続き、食育関係課や関連課、市川市食育推進関係機関連絡会会議にて計画の趣旨や進捗など共有化を図り計画の推進に向けて取り組んでまいります。

(1) 家庭における取組

食育を進めていく中で家庭の役割は非常に大きく、実践の基本となります。家庭では、子どもの発達段階に応じて、食に関する基本作法の理解、健全な食習慣等を身につけさせる役割が期待されるとともに、大人自ら食について意識を高め、高齢者まで年齢・性別に関係なく、ライフステージに沿って、家庭生活を通じて継続的な食育の実践をしていくことが求められます。

さまざまな取り組みに積極的に関わることで、食と運動、生活リズム等を含む生活習慣病予防に対する関心と理解を深められるよう事業を展開し、実践者を増やしていきます。

《食育関係課》

事業名	健康教育事業「生活習慣病予防講座」				
【所管課】	【保健センター健康支援課】				
事業概要	メタボリックシンドロームで危険因子とされる「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」について知識を深めるとともに、改善のための生活習慣病予防講座（食事・運動）を実施する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名	健康教育事業（栄養関係）				
【所管課】	【保健センター健康支援課】				
事業概要	ライフステージに沿った妊産婦、乳幼児、成人、高齢者等に関する食育を推進するため、 妊婦食事教室、離乳食教室（1回食・2回食）、栄養講座等を開催する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

事業名 【所管課】	地域支援活動 【保健センター健康支援課】				
事業概要	市民の健康水準を向上させるために、健康上の課題の解決に向けた健康づくりに取り組みたい市民グループや団体の活動を、食生活改善推進員、保健推進員が支援する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	健康増進指導事業 【保健センター健康支援課】				
事業概要	積極的な体力づくりと健康の保持増進対策の一環として骨粗しょう症の予防事業として骨密度測定を実施する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【事務局】	市川市勤務栄養士ネットワーク 【保健センター健康支援課】				
事業概要	健康都市プログラムによる食のネットワークの形成として開始した。正しい食習慣を普及し、生活習慣病予防事業として位置づけ、福祉・教育・保健等の分野に勤務する栄養士が連携し、食に関する情報発信を行う。 推進目標は「朝食を食べよう！」等の推進・広報活動、イベント時における啓発活動である。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	アレルギー相談、保護者試食会、家庭教育学級 【保健体育課】				
事業概要	家族への啓発を行う。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



妊婦食事教室



離乳食教室



地域支援活動：食生活改善推進員の
レシピ紹介

《関連課》

事業名 (所管課)	事業概要	備考
給食管理、栄養相談 (障害者施設課)	明松園における食育を実施する。(食に関心を持つ。食事のマナー。肥満予防)	給食管理、栄養相談
健康都市推進講座 (健康都市推進課)	自分や家族の健康管理を積極的に行う人材を育成するため「健康都市推進講座」を開催する。	健康都市推進講座
すこやか応援隊・すこやかひろば事業 (子育て支援課)	食を通して親子でコミュニケーションを図り、みんなで一緒に作って食べる楽しさ、喜びを味わう。子どもの味覚、自我の発達にともなう食の悩みに対し、情報交換・提供を行う。父親同士の交流を通して、地域の中で家族がつながるキッカケを作る。父親が食を通して家族に目を向ける機会とする。	家族みんなでクッキング、野菜と友達になろう、親子クッキング、デイキャンプ ～お父さんの作ったカレー～
こども館食育事業 (子育て支援課)	中央・南八幡・市川・大洲・相之川こども館における作る楽しさ・食べる楽しさを味わう食育の推進を行う。	チャレンジ COOK
講座事業 (男女共同参画課)	小学生と父親を対象に、一緒に調理実習を行いながら、男性の家事・育児への参加を促す。	親子 DE クッキング
講座事業 (男女共同参画課)	包丁の持ち方など、料理の基本から学びながら、男性に料理の楽しさを知ってもらい生活的自立を図る。	男性の料理教室
地球温暖化対策事業、エコライフ推進員制度の運用 (環境政策課)	地球温暖化対策として、市民における取組を推進するため、市民 30 名を「エコライフ推進員」に委嘱して、家庭での省エネルギー・省資源のための「エコライフ (地球にやさしい生活)」の普及を図る。	「家庭でできるエコライフ」「環境と財布にやさしいエコショッピング」「地球にやさしいエコクッキング」などの講座。
生活排水対策推進事業 みずアドバイザー制度の運用 (環境政策課)	生活排水などによる河川の汚れを減らすために、市民 10 名を「みずアドバイザー」として委嘱し、三角コーナーやストレーナーのろ紙袋の設置、ゴムベラやアクリルたわしの使用による洗剤の使用抑制など、家庭でできる生活排水対策の普及啓発を行う。	家庭で取り組む生活廃水対策の講座

(2) 保育園、幼稚園、学校における取組

保育園、幼稚園、学校での食育の取り組みを通じ、子どもたちが体験や学習を通して、自ら食を考える習慣を身につけ、健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、成長段階に応じて給食や料理、農水産作業など様々な体験を積み重ねていくことが大切です。

また、幼稚園・小・中・特別支援学校では、学校教育目標に食育指導の必要性を明確化するため「食の全体計画」により、食に関する指導の充実を目指し目標を決めて取り組んでいきます。

《食育関係課》

事業名 【所管課】	公立保育園管理運営 【保育課】				
事業概要	保育園における食育を実施し、日頃の野菜栽培体験、調理体験（給食管理、栄養・アレルギー相談、給食だより、園庭野菜栽培・給食素材の利用、野菜の給食前展示、皮むき体験、年齢別調理保育、伝承行事食、バイキング給食、ごっこ遊び、保護者試食会、パネルシアター）などを通じてさまざまな食品に触れ、料理作りへの関心を育てることで子ども達の望ましい食習慣を育成する。				
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施	→	→	→	→



バターづくり～栄養士の先生から説明を聞いて、みんなで順番にビンを振ってバターが完成～



おひなさまクッキング～園児によるおにぎりづくり～

保育園における食育活動

保育園では、保育所における食育に関する指針の「食育の目標」5項目をもとにさまざまな食育活動を行っています。

市内公立保育園では、全園統一献立で完全給食（主食・副食・おやつ）を実施し、乳幼児期の個々の発達、発育に考慮した食べやすい形態にしています。

また、友だちと一緒に食事することで、楽しい雰囲気の中、豊かな心を育むようにしています。

一年を通して、旬の野菜、果物、魚などの食材を使用し季節感のある献立を心がけながら行事食、伝統食、お誕生日メニューなどを取り入れ、食文化にふれる機会や食事に楽しみを加えています。

園庭のミニ菜園では、じゃがいも・トマト・きぬさや・トウモロコシ・オクラ等々を子ども達と一緒に土を耕し育て、グリーンカーテンではゴーヤ等を育てています。



菜園で野菜づくり

園児たちは、成長過程を観察し、収穫の喜びなどを通して食べものや食べることへの興味を持てるようにしています。

更に、年齢に応じた体験クッキングや給食のお手伝い（トウモロコシの皮むき・枝豆のさやとり・絹さやのすじとり）等、料理に楽しく参加することにより、食べる意欲や家庭でのお手伝いの動機づけにもつながっています。

参考：保育所における食育に関する指針 厚生労働省

◆食育の目標◆

現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが保育所における食育の目標である。

このため、保育所における食育は、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待しつつ、次にかかげる子ども像の実現を目指して行う。

- ① お腹がすくリズムのもてる子ども
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べものを話題にする子ども



お誕生日給食メニュー

上にかかげた子ども像は、保育所保育指針で述べられている保育の目標を、食育の観点から具体的な子どもの姿として表したものである。

事業名 【所管課】	給食管理 【保健体育課】				
事業概要	学校給食（幼稚園を含む）において、できる限り手づくりを取り入れ、旬の素材を活かし、地場産物の活用、行事食、郷土料理、バイキング給食等、魅力あふれる季節感のある献立を考える。給食だよりや保護者試食会、栄養相談を実施し家庭への啓発を図る。 また、一汁二菜の栄養バランスの取れた日本型食生活の良さを見直し、その導入を推進する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	食に関する指導体制の充実（栄養教諭・特別非常勤講師等） 【保健体育課】				
事業概要	食に関する指導の充実を図るため、専門的知識と経験を持つ学校栄養職員を特別非常勤講師とし、食育に関する授業の推進をする。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



栄養教諭の食育授業「さつまいもから広げよう～クイズを作って野菜博士になろう！～」



食に関する指導「6年生家庭科調理実習から～朝食づくりのポイント～」

事業名 【所管課】	ヘルシースクール推進事業 【保健体育課】				
事業概要	市全体の取組を統括するヘルシースクール推進協議会や各学校における取り組みの充実を図るヘルシースクール推進委員会を開催する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	小児生活習慣病予防検診事業 すこやか検診身体測定・血液検査、すこやか歯科検診咬合力・唾液検査、食事調査等の実施【保健体育課】				
事業概要	望ましい生活習慣を確立するため、小児生活習慣病予防検診を実施する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

ヘルシースクール関連取り組み



小児生活習慣病から子どもたちを守る取り組みとして栄養教諭と担任がT・Tで取り組む食育授業の様子



毎月 19 日（食育の日）「残菜ゼロの日」給食をよくかんで食べる「カミカミの日」をつくるなど、ヘルシースクールに取り組んでいる。

（保健委員会の発表）

事業名 【所管課】	市川市学校給食展（栄養相談、自由研究、給食紹介、栄養指導、市川の産物紹介、親子祭り寿司、給食試食、生活習慣病資料展示、児童図画、調理研究発表会） 【保健体育課】				
事業概要	広く一般市民並びに関係者に対し、親子で体験、学校給食の献立紹介、調理器具の展示紹介、給食調理の疑似体験など、学校給食の意義とその重要性の周知を図ることを目的に実施する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

事業名 【所管課】	市川市学校保健会（健康教育講演会、学校保健講演会等の開催） 【保健体育課】				
事業概要	学校保健の向上と保健教育の徹底を期し、児童・生徒・教職員が健康の3要素「運動・栄養・休養」の必要性を知り、バランスよく取り組み健康増進に寄与する。				
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施	→	→	→	→

コラム

学校の取り組み

給食は、「食育の生きた教材であり、食と健康のつながりを一番身近に感じることができる教材」です。給食をより身近に感じてもらう食育の推進を図るために、

- ・給食看板や実際の食材等の展示
- ・給食ポストの設置（メニューリクエストや感想投函等）
- ・給食調理のライブ中継
- ・給食だより
- ・お昼の放送での献立解説

などを実施しています。

ヘルシースクールの実態調査から咀嚼力の低い児童がいることが分かり「咀嚼力の向上」をめざし、給食の咀嚼回数が増えるような食材や料理を組み入れています。

毎月「カミカミの日」を設定し、「一口30回運動」を働きかける学校もあります。

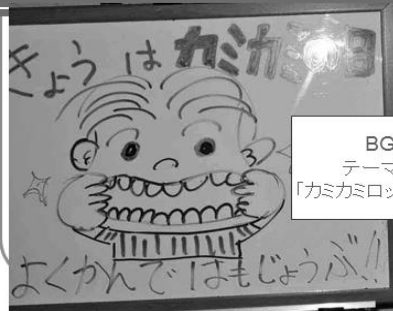
実際の食材等の展示



給食ポスト



咀嚼のPR



BGMは
テーマソング
「カミカミロックンロール」

（３）地域における取組

地域においては、行事やイベントなどを展開し、食に対する関心と理解を深め、それぞれの地域の食文化や食活動を次の世代に伝えていくことが大切です。

関連諸団体との連携や活動の場の提供、コミュニケーションを図ることで、希薄になった地域間交流を図り、食を楽しむ中から子どもから高齢者に至るまでの食育を進めていきます。

《食育関係課》

事業名 【所管課】	食生活改善推進員 【保健センター健康支援課】				
事業概要	市民の食生活改善に関する普及啓発と健康に対する意識を高めるための活動を推進するため、食生活の相談窓口、ヘルスマイトの料理講習会、親子料理教室等を開催する。また、市保健事業協力及び食生活改善のPRを行う。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



ヘルスマイトの料理講習会～「よく噛んで味わう食生活のススメ！」講話と調理実習



おやこの食育～親子料理教室～



男性料理教室

(4) 地産地消における取組

市川市では、都市近郊農業や漁業が取り組まれており、ほとんどの学校では給食に地場産物が使われています。身近な農水産物の生育や生産過程に触れることで、食品や環境を大切にする意識を育んでいきます。また、事業やイベントを通して生産者と消費者のふれあいを深め、市民に対して地元の農水産物のPRをおこなっていきます。

《食育関係課》

事業名 【所管課】	学校給食における農水産物供給のための仕組みづくり（学校・生産者・農協・漁協等との連携）【農政課 臨海整備課】				
事業概要	学校給食会への市川産の農水産物の普及を図り、地産地消を進める。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	体験農園事業（市民農園、ふれあい農園、体験農園） 【農政課】				
事業概要	土に触れる機会が少なくなった市民に農作業体験をしてもらい、農業への楽しさや難しさ、収穫の喜びを知ってもらい都市農業への理解を深める。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	魚食文化フォーラム実行委員会 【臨海整備課】				
事業概要	生産者や消費者、小売業者、行政からなる魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、イベント等を開催し、市民の参加を得ながら、市内水産業の振興と水産物の消費拡大を図る。小学校でのノリすき体験学習、公民館等での魚のさばき方教室、地場産物を使った料理教室、漁場見学会を開催する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



体験農園～たまねぎの植え付け作業風景（11月下旬）

コラム

「 地域ブランド 市川のなし 」

市川市を代表する農産物といえば、皆さんご存知の梨です。

8月上旬頃の「幸水」に始まり、「豊水」、「新高」と続き、最近では「あきづき」などの新しい品種も積極的に生産されています。

その収穫量や産出額では、千葉県内でもトップクラスを誇っています。 ↑市川のなし

これらの梨は市場出荷と併せて、都市農業の特徴を生かした身近な直売所でも販売されています。特に市川市北部に位置する国道 464 号線は、「大町梨街道」と呼ばれ、約 50 軒の直売所が立ち並び、市内で生産された約 7 割の梨が直売されているといわれています。

梨は生で食べるのはもちろんですが、食材としてもアレンジされ、市川商工会議所、JAいちかわと市内事業者が連携し、饅頭や梨パイ、梨シャーベットなど、様々な加工品を開発販売しています。

美濃の国（現、岐阜県）から川上善六が梨の接ぎ穂を持ち帰り、市川で初めて梨を栽培してから 200 年以上受け継がれてきた市川の梨は、その品質の良さから地域ブランド「市川のなし」としても認証を受け、ブランドの定着化を通して、知名度の向上と地域経済の活性化を図るとともに、市場や直売を通じて、毎年、旬の時期はもちろん、梨の加工品ができたことにより年間を通じて、全国の皆様に「市川のなし」を楽しんでもらっています。



「 市川の野菜 」

市川で野菜が作られている・・・と聞くと意外と思われるかもしれませんが、都市に近いという地理的な条件を生かして、露地栽培はもちろん、都市農業の特徴を生かしたビニールハウスなどでの施設栽培が盛んに行われ、様々な野菜が作られています。

露地栽培では、国分地域を中心に年間 2000 トンを生産しているネギをはじめ、ダイコン、キャベツ、ホウレンソウなどが盛んに栽培されています。また施設栽培では、柏井町を中心に栽培されているトマトやキュウリなどがあり、特に 4 月から 5 月に収穫されるトマトについては、「市川トマト」として市場でも高い評価をいただいております。

これらの野菜は市場出荷をはじめ、直売所のほか、大型店舗などで市川の野菜コーナーを設けて販売する「インショップ」でも販売されています。また旬の新鮮な野菜を市内の小学校に給食の食材として提供するなど、市川の食育の応援団になっていただいている生産者もいます。

生産者の皆様は栽培履歴などをしっかり記録し、常に野菜の品質に気を配りながら、腕によりをかけて市民の皆様には新鮮で安心、安全な野菜を作っています。そんな地元の新鮮な野菜は、実は身近なところで手に入れたり、食べることができるので、ぜひ旬の市川の野菜を味わってください。



市川トマト

市川市は東京湾の奥部に位置しており、都心近くにありながら水産業が営まれています。

江戸時代には塩作りが盛んな地域であった行徳地区では、明治時代に浅瀬である三番瀬を活かしたノリ養殖が始まり、いまでも盛んにノリの養殖が行われています。海面に広げられたノリ網から成長したノリが海中でゆらゆらと揺れています。11月中旬ごろから始まるノリの収穫は、漁師が夜明けとともに船を出して収穫をし、それをすぐに自宅近くの工場で乾しノリに加工され、ノリ共販事業所でセリにかけられます。特に最初のノリは高値で取引され、お歳暮や新年の贈答用として使われるようです。

ただし、高度成長期に行われた埋立事業の影響による三番瀬の漁場環境の悪化に伴って、ノリ養殖やアサリ漁などは年々減少しています。それに代わって、スズキ、カレイ、コノシロ等、船を使った東京湾漁業にシフトしつつあります。こんなに都心に近いところで水産業なんて思うかもしれませんが、漁港が都心に近いということは消費地に近いということであり、鮮度が命である水産物の流通には有利なのです。

そうした水産業の実態や採れた海の幸を市民に提供し、水産業への理解を深めていただくために、生産者、消費者、小売業者による魚食文化フォーラムを結成して活動をしています。産地ならではの生ノリの販売、学校給食への食材供給、小学校を回ってのノリすき体験、魚のさばき方教室などの行事を通じて、市民と水産業との橋渡しを行ってきました。

水産業の将来の姿を描いた「市川市水産業振興ビジョン」では、市川市の水産業は単なる生産機能にとどまらず、環境保全、レクリエーション、市民の食生活を豊かにする機能を果たしていくことを目指しています。里海としての三番瀬の環境を守るとともに、潮干狩りや漁船に乗っての漁業体験、さらには市民への直売などを構想しているところです。

今、食料の自給率向上が求められる中、水産業を継続していける漁場環境の改善をはじめ、市民が海と水産業の恩恵を受けることができるような漁港の設計や護岸整備を進めているところです。



ノリすき体験



水産物を使った料理講習会



魚のさばき方教室

《関連課》

事業名 (所管課)	事業概要	備考
市川産業まつり支援 事業（商工振興課）	市川商工会議所青年部により構成された実行委員会が運営の中核となり、地域密着型インターネットモール「いちかわ産モール」に掲載している事業者などが主体となって行うイベント。市内産業諸団体の協力により、市川の名産品、特産品などを紹介し、イベントを通してふるさと意識の高揚を図る。	いちかわ産フェスタ
地域ブランド活性化 事業（商工振興課）	市川市、市川市商工会議所、市内各経済団体により組織された市川地域ブランド協議会が主催し、地域のお店が主体となって行うイベント。本事業を通して新規客を取り込むことで地域経済の活性化を図る。また参加店舗では地元で採れた食材の使用を推進する。	地産地消 市川バル
地域ブランド活性化 事業（商工振興課）	市川市、市川市商工会議所、市川パン菓子商工組合が協力し、新たな市川土産を創出する事業。市内の15の和洋菓子店が、市民の花であるバラをモチーフとしたお菓子をそれぞれ作成し、「いちかわバラ物語」という名称でイベントやメディアを通して広くPRすることにより、ふるさと意識の高揚を図る。	いちかわバラ物語
稲作体験事業 (地域教育課)	稲作体験を通じて、自然や人とのふれあい、勤労と収穫の喜びを体験させることにより、心豊かな子ども達を育てることを目的とし、地元農家等で構成される「市川米っ人くらぶ」に事業を委託している。	稲作体験説明会、代掻き（しろかき）、田植え、田草取り、案山子（かかし）作り、防鳥網張り、おだ作り、稲刈り、脱穀、収穫感謝祭等



（５） 食文化の継承のための活動

保育園、幼稚園、小中学校では、行事食や「房総太巻き祭りずし」など食文化を伝える献立や、特産の梨や生海苔などの農水産物を使った給食を実施し、また国際交流事業を推進することで食への関心を高めます。

《食育関係課》

事業名 【所管課】	行事食、バイキング給食、郷土料理（太巻き寿司） 【保健体育課】				
事業概要	学校給食（幼稚園を含む）において、できる限り手作りを取り入れ、旬の素材を活かした季節感あふれる献立を考える。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



太巻き祭りずしをつくる小学生



「ばらの花」の太巻き祭りずし

《関連課》

事業名 (所管課)	事業概要	備考
パートナーシティ交流事業（国際交流課）	市川市とローゼンハイム市との間で締結された盟約書に基づき、両市市民の相互信頼及び友情を深めると共に、両市交流の更なる発展に寄与することを目的に、パートナーシティ交流事業として、舞踊、民芸、食などを通じて、ローゼンハイム市の文化を広く市民に紹介するもの。	いちかわドイツデー
国際交流協会補助金（国際交流課）	国際交流協会が主催する異文化イベント。“出会い・友達・世界”をテーマに海外諸国と日本の料理や踊りや音楽等を通しての交流を図る。	インターナショナルイン いちかわ

(6) 食の安全性等に関する情報の提供

市民が安心できる食を選べるよう、広報紙やホームページなどの媒体を活用し、講習会等を通じて、情報提供に努めます。

消費生活センターでは、消費者トラブルを解決したり、被害を未然に防止するための啓発活動や相談活動を行います。

生産者、食品関連事業者等においては、食育の趣旨を十分理解し、食べものの安全・安心や地元食材の提供とともに、各関係者が学校や地域、行政等の取り組みへの積極的な協力や参加、また、食品の生産、流通、消費の仕組みを理解するための場や体験学習ができる場の提供などが期待されます。

《食育関係課》

事業名 【所管課】	減農薬栽培推進事業 【農政課】				
事業概要	環境にやさしい農業の推進事業として、梨栽培及びトマト等の施設園芸栽培における農薬散布回数を削減し、環境負荷や生産者の肉体的負担を軽減すると共に、消費者が求める安心・安全な農作物を生産するための事業を支援する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名 【所管課】	トレーサビリティの推進 【農政課】				
事業概要	農産物の栽培履歴の明確化を推進する。(J Aいちかわ)				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

《関連課》

事業名 (所管課)	事業概要	備考
市民情報提供・消費者啓発事業 (総合市民相談課 消費生活センター)	市民が安全で安心な消費生活の実現を図るため、最新の知識や情報提供を行う。	消費生活講座
食品衛生啓発事業 (保健医療課)	飲食によって発生する食中毒等を防止し、もって公衆衛生の向上を図るため、市川保健所管内食品衛生協会が行う食品衛生に関する知識の普及及び啓発を図る事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	食品衛生に関する広報発行事業(市川保健所管内食品衛生協会が行う食品衛生啓発事業に対する補助金の交付)

(7) 災害時における食の対応の周知

東日本大震災以降、放射性物質検査食の安全情報の提供や、平常時から災害時における食の対応について準備するためのマニュアルづくり等を進めています。

《食育関係課》

事業名	災害時における食の対応の周知				
【所管課】	【勤務栄養士ネットワーク・保健センター健康支援課】				
事業概要	災害時における食の対応について、パンフレット等を作成し、また、ホームページに掲載するなどして、日頃からの自助の備えを周知する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名	災害時における保健活動マニュアル				
【所管課】	【保健センター健康支援課】				
事業概要	災害時における保健・栄養・歯科等の活動のマニュアルを作成し、平常時からの防災対策に取り組む。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



◇具体的な取組 2 食の情報の普及啓発

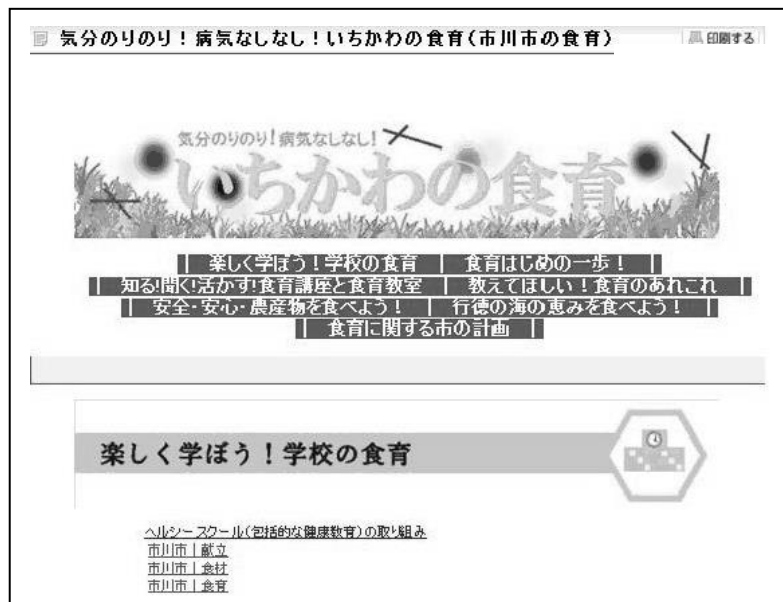
食育に関する知識や最新の情報は、市川市 e モニター制度調査の市民の声や食育関係機関連絡会等からも多く寄せられた項目でした。より早く、正しい情報を啓発するため、広報活動、講習会やイベント等の開催、各分野における取り組みでの周知などにより啓発活動を実施していくとともに、各種媒体にて情報発信していきます。

(1) 市川市 Web サイト等による広報活動

市民がいつでも食育活動に参加できるように、市内で行われている活動情報、食育に関する情報を市川市の Web サイト「いちかわの食育」に集約して掲載します。また、広報紙掲載やタウン誌の協力を得て開催案内等を実施します。市広報番組では、トピックス等で食育事業の取り組みを適時お知らせしていきます。

《食育関係課》

事業名	市川市 Web サイト「いちかわの食育」			食育関係課	
事業概要	庁内食育関係課（農政課・臨海整備課・保育課・健康支援課・保健体育課）の協働により Web サイトへ食育情報を掲載する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



市川市 Web サイト「いちかわの食育」トップ画面

（２）講習会、各種教室、体験事業、イベント等による普及啓発

《食育関係課》

事業名	講習会、各種教室、体験事業等による普及啓発				食育関係課
事業概要	食と健康に関すること、食を楽しむこと、安心して食を選ぶことに関連した事業において、それぞれの分野から食育に関連する情報を提供する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名	市民まつりにおける食育活動				食育関係課
事業概要	食と健康に関する産民官学の関係部署、関係機関、関係団体の協働により、市民に対し、体験を通じた食育を総合的に推進する。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名	関係機関、団体による普及啓発				食育関係課
事業概要	食生活改善推進協議会や地域の自治会、関係機関、民間団体などによる自主的な活動を通して食育の推進の普及をすすめる。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→



市民まつり 学校給食会：野菜計量 歯科：噛ミング 30 啓発 食生活改善推進員：献立紹介やゲーム

（３）保育園、幼稚園、学校等での普及啓発

《食育関係課》

事業名	保育園、幼稚園、学校等での普及啓発				食育関係課
事業概要	保育園では、献立表を利用し、給食内容や行事食など食に関する情報等を提供している。学校給食では、給食だよりを利用し、全保護者に対して給食を中心とした食情報を発信している。これらの取り組みをホームページにも情報提供し、家庭でなく地域においても、園児、児童・生徒の食生活に関心が高まるように努める。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

給食だより2月号

～節分とは？～

おうちの方と一緒に読みましょう

節分と豆

2月3日は節分です。「福は内、鬼は外」と言いながら「大豆」をまき、年の数だけ食べる習慣があり、病気や災いを追い払い、家族の健康や幸福を願います。

なぜ、大豆を使うのかというと、大豆は「畑の肉」といわれるように、たんぱく質、ビタミンなどが豊富に含まれた食品で、健康に良いということから病気を追い出す力があると考えられたからです。

また、節分の夜には、その年の恵方を向いて、太巻き寿司をまると食べるという風習があります。太巻き寿司を食うのは、「福を巻き込む」ということから、まると食べるのは、「縁を切らないため」という意味があります。

そして、いわしの頭をひいらぎの枝にさしたものを玄関に飾るといふ風習もあります。これは、いわしを焼くと出る強烈い臭いと臭いで邪気を追い払い、ひいらぎの針で鬼の眼を刺すという魔よけの意味があります。

給食では、2月1日を節分メニューにしました。給食では、いわしと豆もしょうがりと食べて、1年間を病気をしないよう健康に過ごしましょう。

豆・まめ・か・ん・しん

☆ジャカジャカピーンズ（4人分）☆

材料・・・大豆水浸し100g 片栗粉 適量
1. シナモンシュガー シナモン2g グラニュー糖20g
2. きな粉砂糖 きな粉10g 砂糖20g
3. 青のり塩 青海苔1.5g 塩1g
4. シュガーチーズ 粉末アーモンド5g 粉チーズ1.5g 砂糖20g
作り方・・・①大豆に片栗粉をまぶして、油で揚げます。
②揚げた大豆に好みの味付けしたもの（1～5）をまぶす。

デザート感覚で色々な味でおいしく食べられます。給食でも2月19日にシュガーチーズ味が出ます。



～野菜の切り方 PART2 色々な切り方～

前回は10月号でいちごの切り方についてお話ししました。今回は、その他の切り方についてお話しします。

日本では、よく料理職人を「包丁人」と呼びました。包丁時代の料理書でも、「切ることが料理の基本」と教

えているくらい。包丁を研ぐことは大切でした。

家庭用の調理器具での子どもの包丁の扱いを見ると、ご家庭でのお手伝いをよくしている児童が何人か

います。包丁の扱い方は、たくさんの実践を繰り返すことが必要です。調理に合った色々な切り方もご家庭で実

践されてみてはいかがでしょうか。

①輪切り・・・円筒形または球状のものを端から均一の厚さに切ります。

②みじん切り・・・細かく切ることです。洋食レシピによく使われます。

③短冊切り・・・長方形に薄く切ります。

④小口切り・・・小さな口という意味ではありません。ももの皮、先輩という意味の口を指し、きゅうりや

やわななどの細長いものを小口（端）から薄く切ることです。

2月 予 定 献 立 表

日	献立	主 食	副 食	汁 類	乳 類	肉 類	魚 類	卵 類	豆 類	野菜	果 物	牛乳	ヨーグルト	デザート	合計 kcal
1	給食	きのこごはん	いわしつゆ ほうろく煮 ずまし汁 カリカリ大豆 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	651
4	給食	だんご	きゅうりの塩漬 ほうろく煮 ずまし汁 野菜チップ	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	668
5	給食	セルフたまごサンド	ポトフ ジャコサダ くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	658
6	給食	ごはん	ハンバーグ カラフルソテー かにほうろくスープ くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	708
7	給食	ひじきごはん	ひじきのかき揚げ ぼたて大根サラダ じゃがスープ	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	666
8	給食	ごはん	鮭ひき肉から揚げ マーボー春雨 あんぱん豆腐	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	699
12	給食	ごはん	ふりかけ 干身焼き すのめのみそ汁 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	580
13	給食	キムチごはん	竹輪チーズ揚げ ナムル わかめスープ いちごミルクゼリー	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	644
14	給食	スナゲタイ	カレーソース きなめサラダ チョコブラウニー	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	755
15	給食	ごはん	チーズ焼き いかに焼き 肉豆腐 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	666
16	給食	シーチキンピラフ	ベーコン巻き 白米クリームスープ リンゴゼリー	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	690
18	給食	月	休 休 休												-
19	給食	セサミトースト	ポテトサラダ ワンタンスープ くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	606
20	給食	ごはん	いわしおろしのみそ汁 わかめピーナツ酢和え すまし汁 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	638
21	給食	ごはん	チキンピカタ 海苔さんぽらサラダ 鯛とさんぽら汁 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	597
22	給食	なめし	はすハンバーグ 五色和え 白玉汁 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	679
25	給食	ようふううどん	ボウワフランク わかめトマトサラダ おから抹茶ケーキ	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	601
26	給食	ごはん	いかと大根のうまに ししゃも揚げ 菜の花和え ミニトマト	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	614
27	給食	ごはん	お魚のみそ焼き ごま和え とりにくちゃん汁 くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	604
28	給食	ハムチーズトースト	こんにゃくサラダ コーンシチュー くだもの	豆腐汁	牛乳	鶏肉	魚	卵	大豆	ほうろく	果物	牛乳	ヨーグルト	デザート	644

*食材料の調換で、献立を変更することもありますのでご了承ください。

(1月の給食に使用した食材の産地)

にんじん・・・千葉 ジャガ芋・・・長崎 玉葱・・・北海道 キャベツ・・・愛知 きゅうり・・・埼玉 レタス・・・千葉 もやし・・・千葉
いんげん・・・鹿児島 せりり・・・静岡 ねぎ・・・千葉 かぶ・・・千葉 白菜・・・茨城 大根・・・千葉 えのきだけ・・・長野 しめじ・・・岡山
さつまいも・・・千葉 とうもろこし・・・千葉 ほうろく・・・群馬 小松菜・・・千葉 ほうれん草・・・千葉 トマト・・・熊本
みかん・・・和歌山 りんご・・・青森 キウイフルーツ・・・愛媛 いちご・・・茨城 豚肉・・・千葉 鶏肉・・・岩手 米・・・千葉 牛乳・・・千葉

各学校では、給食だよりや毎月の献立表など紙面での情報発信の他、学校のホームページ等を活用し、提供した給食の写真や主な食材の産地情報、給食の様子、学校での食育の授業の様子など、より早く正確な情報を公開しています。

それぞれの学校で工夫しながら給食広報活動を展開しています。このように家庭でも給食を話題として、情報の共有化が図れます。

今日の給食を通して親子で共通の話題ができ、「食育」の場が、学校から家庭へと広がる取り組みの1つとなっています。

市川市のホームページでは、安全で安心な給食提供のために、給食で使用予定の食材や、給食1週間分（5日間）の放射性物質検査の結果についても情報を公開しています

2月のこんだて

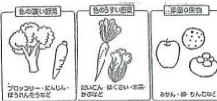
まだ寒い日が続きますが、3日は節分・4日は立春とこよみのうでは春に近づいています。

節分に「豆」をまくのは鬼（悪いこと・困ったこと）を追い払い、みんながこの一年を健康に送れるように願います。

まく大豆は、「畑の肉」と言われるように、血や肉をつくる鉄分やカルシウムが多く含まれるだけでなく、からだの中をそうじして、病気に負けない元気なからだづくりをしてくれるビタミンやミネラルも、たくさんあります。



インフルエンザ・かぜがはやっています。季節の野菜や果物をたくさん食べ、強い体をつくりましょう。



(4) 食育月間及び食育の日による普及啓発

《食育関係課》

事業名	食育月間による普及啓発				食育関係課
事業概要	食育基本法では、6月を食育月間と定めている。市川市でも、6月を中心に市民、各種団体、行政の協働で様々な啓発活動に取り組む。また、諸般の事情で6月に事業が行えない場合も、食育月間事業として実施支援をする。 ・懸垂幕の掲示 ・公用車による食育啓発用マグネットシートの貼付走行 ・食生活改善推進員による食育の日の啓発活動など				
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施	→	→	→	→

事業名	「毎月19日は食育の日」による普及啓発				食育関係課
事業概要	「食育の日」は、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本計画」により定められた「食育の日」に、それぞれの立場で食育を意識し行動につなげる普及啓発を実施する。				
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施	→	→	→	→



市役所本庁舎に啓発用の懸垂幕を掲示



公用車に啓発シートを貼付し走行



食育の日シール

カレンダーの毎月19日にシールを貼り、食に関わる日と啓発する。

離乳食教室、保育園、学校、事業時などに配布

(5) その他

《食育関係課》

事業名	市による農産物の放射性物質検査				農政課
事業概要	J Aいちかわの協力のもと、市内産農産物の安全性の確保と、生産者や消費者の不安解消のため、国の交付金を活用して簡易型の放射性物質分析機器（簡易型ガンマ線スペクトロメータ）を導入し、国の放射能測定マニュアルなどに準拠した市川市農産物消費・安全対策事業実施基準を策定し、この実施基準に基づき検査を実施する。また、ホームページにおいても結果を公表していく。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名	学校給食における安全確保				保健体育課
事業概要	給食食材放射性物質検査（モニタリング検査）及び実際に提供した一週間分（5 日間分）の学校給食について、ミキシングによる放射性物質検査を実施する。家庭に情報提供をする。また、ホームページにおいても結果を公表していく。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→
事業名	保育園給食等における安全確保				保育課
事業概要	保育園給食等の放射性物質検査結果について、ホームページにおいても結果を公表していく。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

《関連課》

事業名	あおぞらキッズ・おひさまキッズ給食等における安全確保				発達支援課
事業概要	あおぞらキッズ・おひさまキッズ給食等の放射性物質検査結果について、ホームページにおいても結果を公表していく。				
事業計画	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	実施	→	→	→	→

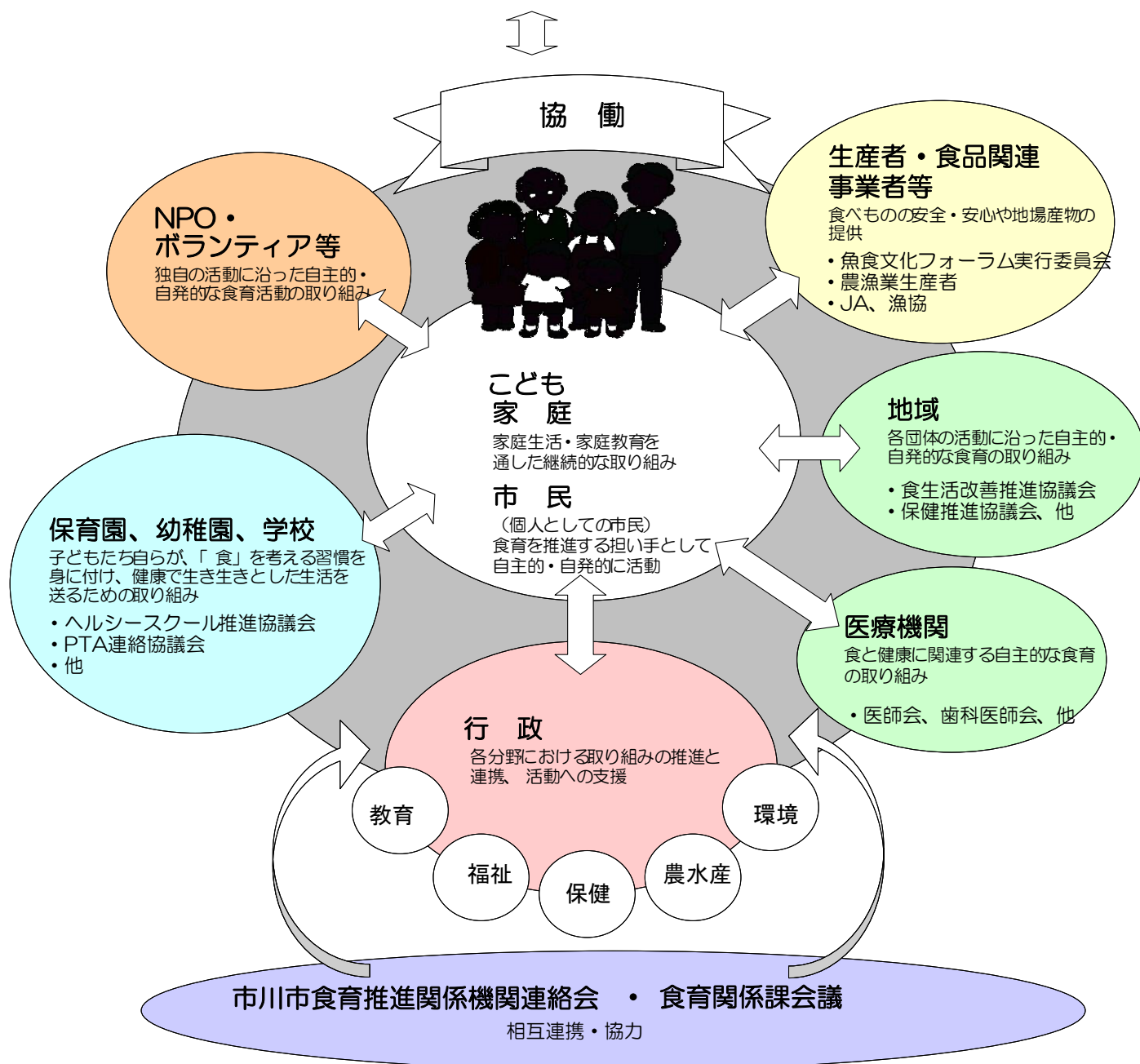


第3章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、本市の関連部署との連携を強化していくとともに、市民、地域、各団体などと協働し、推進していきます。

市川市食育推進計画



2. 市川市食育推進関係機関連絡会

市川市食育推進関係機関連絡会を開催し、各関係機関・団体がそれぞれの立場から取り組みを進めるとともに、連携を強化し総合的かつ効果的な食育を推進していきます。

計画の見直しや本市と関係機関との連携、食育の具体的な事例の紹介をはじめとする食育の推進に関し、各分野からの視点に基づくご意見をいただくと共に、様々な検討をおこない、施策や取り組みに反映していきます。

医師会	歯科医師会	学識経験者	教育関係
福祉関係	農水産関係	経済関係	消費者関係
食文化関係	NPO関係	ボランティア関係	市川健康福祉センター

3. 庁内食育関係課会議

庁内食育関係課会議では、国や県の取り組みと連動した効果的な普及啓発や、継続的な本市の食育推進を図るため、市川市食育推進関係機関連絡会や部署間の連携を強化し取り組みをすすめます。

農政課	保育課	臨海整備課
保健体育課	保健センター健康支援課	

食育関係課の選出：国の食育計画は内閣府を主に、農林水産省、厚生労働省、文部科学省により推進されている。本市においても、平成19年度の第1次計画策定時以後、農水産、健康、子どもにかかわる所管課を食育関係課とした。

資料編

1. 計画の見直しのための調査（各調査結果）

（１）市川市 e モニター制度による調査から

ア 調査の目的

市民の食育に対する意識等を調査・分析し、その中から食育に関する課題、今後の施策の方向など食育推進計画の見直しのための基礎資料とする。

イ 調査対象 e-モニター制度登録者（全対象者数：5,376 人）

ウ 調査期間 食育に関するアンケート 2011.7.15～7.25（10 日間） 健康に関するアンケート 2011.7.8～7.19（11 日間）

エ 回答状況 回答者数

- ①食育に関するアンケート その 1（食育の意識等） 1,549 人（28.8%）
- ②食育に関するアンケート その 2（農水産について） 1,332 人（24.8%）
- ③健康に関するアンケート その 1（メタボ・BMI） 1,636 人（30.4%）
- ④健康に関するアンケート その 2（栄養・食生活） 1,411 人（26.2%）
- ⑤自由記載（食育に関するアンケートその 1、その 2 より）

①食育に関するアンケート その 1（食育の意識等） 1,549 人（28.8%）

年代

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上
人数(人)	2	59	356	439	235	292	149	17
%	0	4	23	28	15	19	10	0

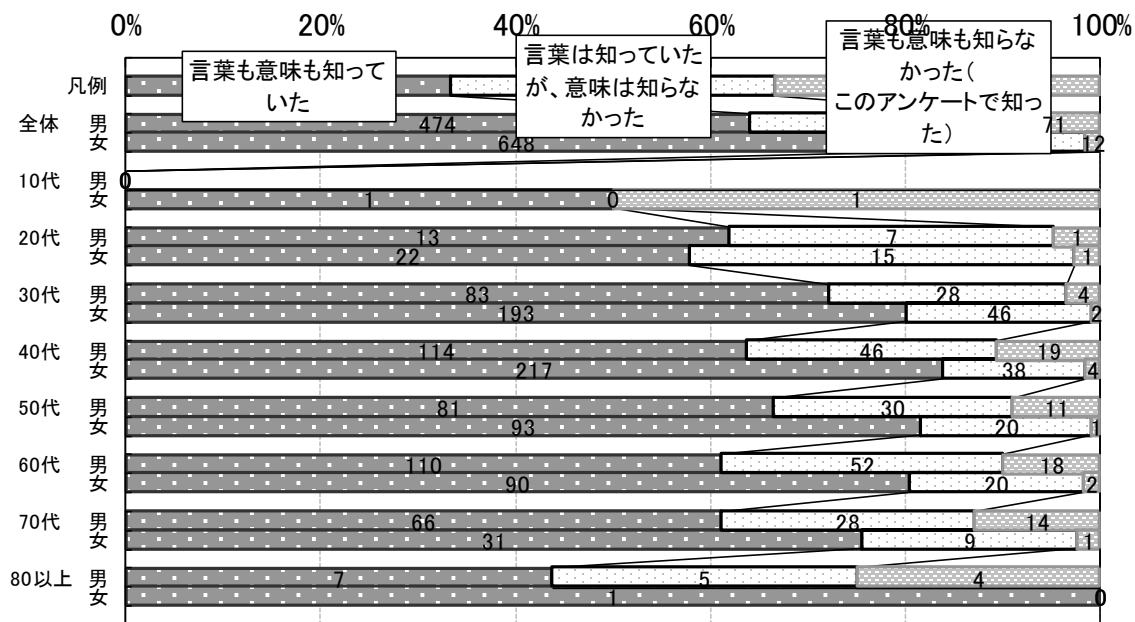
性別

男性 741 件（48%）	女性 808 件（52%）
---------------	---------------

設問1: あなたは、「食育」という意味を知っていましたか

選択項目	件数	割合	
言葉も意味も知っていた	1122 件	72%	
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	344 件	22%	
言葉も意味も知らなかった(このアンケートで知った)	83 件	5%	

(年代別) あなたは、「食育」という意味を知っていましたか？



- ・「食育」という言葉も意味も知っていたは72%、言葉は知っていたが意味は知らなかったが22%であった。特に、20代(37%)、30代(21%)の若い世代や、60代以上の男性(28%)が言葉だけ知っていたの割合が高かった。

設問2: あなたは、「食育」に関心がありますか？

選択項目	回答	割合
関心がある	527 件	34%
どちらかといえば関心がある	824 件	53%
どちらかといえば関心がない	133 件	9%
関心がない	25 件	2%
わからない	40 件	3%

- ・「食育」への関心はどちらかといえばあるを含めると関心があるが87%、一方、どちらかといえば関心がないを含めると関心がないも1割を超え、無関心さも伺える。

設問3: あなたが、関心のあるものはどれですか？(複数選択可)

選択項目	回答	割合	
子どもの心身の健やかな発育と食生活の関係	960 件	62%	
食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)	946 件	61%	
肥満ややせすぎと食生活の関係	615 件	40%	
生活習慣病(がん、糖尿病等)の増加と食生活の関係	892 件	58%	
大量の食べ残しなど食品廃棄物の問題	644 件	42%	
食料を海外からの輸入に依存している問題	617 件	40%	
自然の恩恵や食に対する感謝の念が薄れていること	519 件	34%	
BSE の発生など、食品の安全確保の問題	433 件	28%	
有機農業など自然環境と調和した食糧生産	319 件	21%	
食にまつわる地域の文化や伝統を守ること	349 件	23%	
消費者と生産者の間の交流や信頼関係	232 件	15%	
その他	32 件	2%	

・関心があるものは、「子どもの心身の健やかな発育と食生活の関係」「食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事等）、次いで「生活習慣病（がん、糖尿病等）の増加と食生活の関係も多かった。

設問4: あなたは、食に関してどのような力を子ども達に身につけてほしいですか？(複数選択可)

選択項目	回答	割合	
早寝・早起き・朝ごはんの正しいリズムを習慣にすること	1062 件	69%	
栄養のバランスに関心を持ち、よく噛んで食べる	1032 件	67%	
農水産業体験などを通じて食べものの大切さを知る	467 件	30%	
安全な食品を選ぶ力	412 件	27%	
自分で料理する力	386 件	25%	
食事の基本的なマナーや手洗いなどの衛生習慣	761 件	49%	
その他	17 件	1%	

・子ども達に身につけてほしい力は、「早寝、早起き、朝ごはんの正しいリズムを習慣にすること」「栄養バランスに関心を持ち、よく噛んで食べる」が多く、次いで「食事の基本的なマナーや手洗いなどの衛生習慣」が多かった。

設問5:ここ数年で、あなたの食に対する意識にどのような変化がありましたか？(複数選択可)

選択項目	回答	割合	
食の摂り方に気を配る(量やバランス、朝食を食べる、よく噛んで食べるなど)	1017 件	66%	
自分で買い物や調理をする	459 件	30%	
食材を無駄なく利用したり、食べ残しを減らしたりする	833 件	54%	
食品の表示など栄養面や安全面に興味を持つ	826 件	53%	
食に関連するボランティアなどに参加する	29 件	2%	
食に関連するイベントや事業に参加する	90 件	6%	
食の情報に関心を持つ	670 件	43%	
食の文化や伝統、季節性などを大事にする	472 件	30%	
子どもや大人を問わず食のことを話題にする	230 件	15%	
その他	63 件	4%	

- ・ここ数年での食に対する意識の変化は、「食の摂り方に気を配る（量やバランス、朝食を食べる、よく噛んで食べる）など」が66%と多く、次いで「食材を無駄なく利用したり、食べ残しを減らしたりする」「食品の表示など栄養面や安全面に興味を持つ」が多かった。

設問6: あなたが、今後、市に望む「食育」の取り組みは何ですか？(複数選択可)

選択項目	回答	割合	
食に関するイベントの開催	595 件	38%	
食に関する講演会の開催	208 件	13%	
食に関する講座・教室の開催	406 件	26%	
農作業体験の機会を増やす	557 件	36%	
水産業体験の機会を増やす(漁場見学会、ノリすき体験など)	447 件	29%	
学校給食を知る機会を増やす	391 件	25%	
体験参加型の食育事業を増やす	519 件	34%	
民間・学校・行政の連携の取り組みを強化する	325 件	21%	
食に関する情報提供を積極的に流す	589 件	38%	
保育園、幼稚園、学校での食育指導を強化する	560 件	36%	
その他	53 件	3%	
特になし	99 件	6%	

- ・今後、市に望む「食育」の取り組みは、「食に関するイベントの開催」「食に関する情報提供を積極的に流す」「農作業体験の機会を増やす」「保育園、幼稚園、学校での食育指導を強化する」が上位であった。

② 食育に関するアンケートその2（農水産について）1,332人（24.8%）

年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
人数(人)	2	49	307	359	206	268	126	15
%	0	4	23	27	16	20	9	1

性別

男性 660件（50%）	女性 672件（50%）
--------------	--------------

設問7: あなたは、「地産地消」について知っていますか？

選択項目	回答	割合	
言葉も意味も知っていた	1178件	88%	
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	69件	5%	
言葉も意味も知らなかった(このアンケートで知った)	85件	6%	

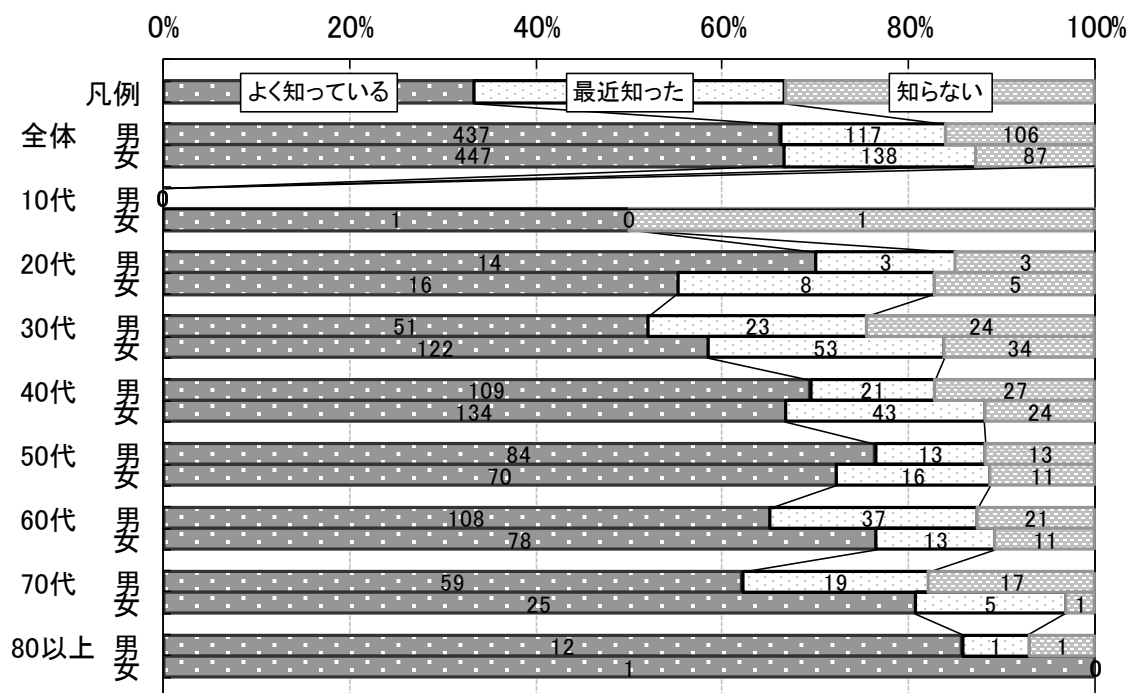
・「地産地消」については88%が言葉も意味も知っていたが、全体の1割は言葉の意味は知らなかった。

設問8: あなたは、市川産の農産物を知っていますか？

選択項目	回答	割合	
よく知っている	884件	66%	
最近知った	255件	19%	
知らない	193件	14%	

・最近知ったが19%で、知らないが14%であった。

(年代別) あなたは、市川産の農産物を知っていますか？



- ・市川産の農産物の認知度は最近知ったを含めると85%と高かった。特に50代以上の年代ではよく知っているも74%と高い値である。逆に30代の25%、40代の18%は最近知ったと回答した。

設問9: あなたは、市川市は梨の名産地だと知っていましたか？

選択項目	回答	割合
知っていた	1261 件	95%
最近知った	34 件	3%
知らない	37 件	3%

- ・市川市が梨の名産地であることは95%が知っていた。

設問10: あなたが農産物を購入する際の最重要ポイントは何ですか？

選択項目	回答件数	割合
価格	259 件	19%
産地	121 件	9%
鮮度	506 件	38%
安全性	410 件	31%
ブランド	9 件	1%
特にない	27 件	2%

- ・農産物を購入する際の最重要ポイントは、「鮮度」「安全性」次いで「価格」が上位であった。

設問11: あなたは、今までに農作業の体験をしたことはありますか？(複数選択可)

選択項目	回答	割合	
種まきから収穫までしたことがある(家庭菜園やミニトマトの鉢植栽培なども含む)	690 件	52%	
収穫体験など、部分的にしたことがある(芋掘り体験や観光農園での摘み取りなども含む)	570 件	43%	
したことはない	295 件	22%	

- ・農作業体験では「収穫体験」など部分的なものを含めると体験したことがある方は多かったが、したことがない方も 22%あった。

設問12: あなたは、市川市でアサリやノリなどの水産物が採れることを知っていましたか？

選択項目	回答	割合	
知っていた	1006 件	76%	
最近知った	73 件	5%	
知らなかった	253 件	19%	

- ・アサリやノリ（76%）については梨（95%）に比べると認知度は低かった。

設問13: あなたは、市川(行徳)産のアサリやノリなどの水産物を食べたことがありますか？

選択項目	回答	割合	
ある	754 件	57%	
ない	578 件	43%	

- ・市川産の水産物を食べたことがあるは約半数であった。

設問14: あなたは、釣り、潮干狩り、観光地引網、わかめの収穫などの漁業体験をしたことがありますか？

選択項目	回答	割合	
ある	915 件	69%	
ない	417 件	31%	

- ・漁業体験は約 7 割がしたことがあった。

③健康に関するアンケートその1（メタボ・BMI） 1,636 人（30.4%）

年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
人数(人)	1	66	355	467	253	318	160	16
%	0	4	22	29	10	19	10	1

性別

男性 801 件（49%） 女性 835 件（51%）

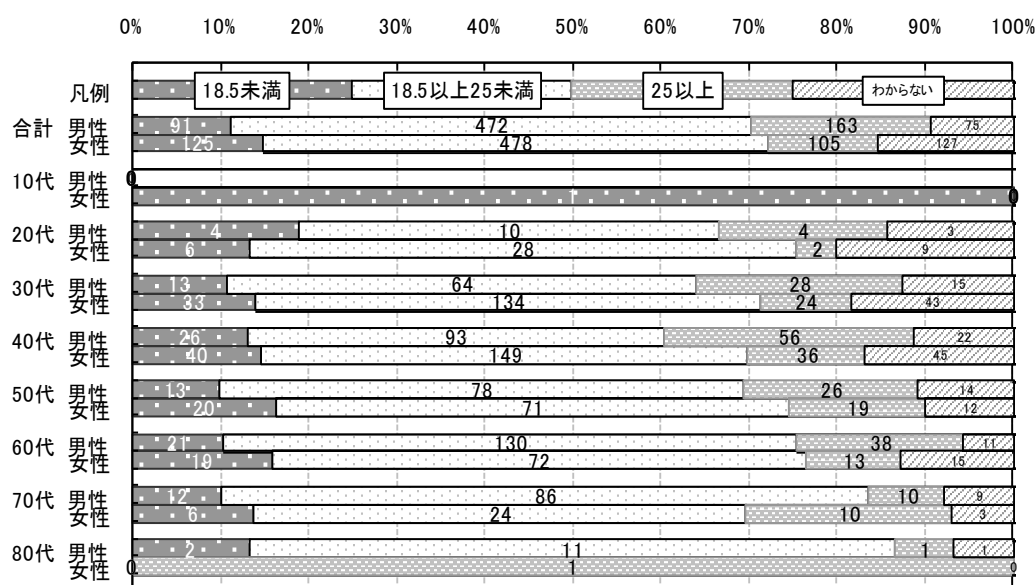
設問15: あなたは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を知っていますか？

選択項目	回	割合
言葉も意味もよく知っていた	740	45%
言葉も知っていたし、意味も大体知っていた	787	48%
言葉は知っていたが、意味は知らなかった	100	6%
言葉も意味も知らなかった	9	1%

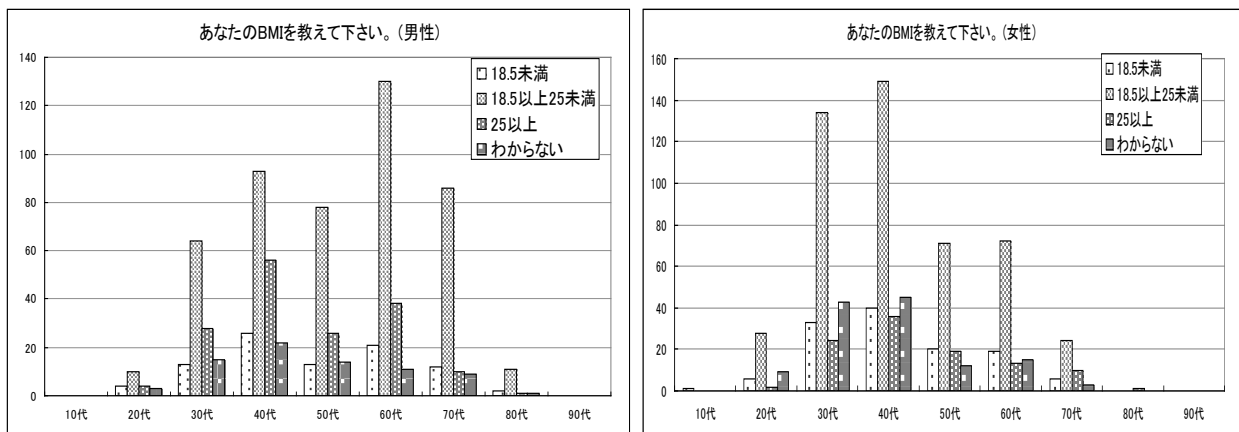
設問16: あなたの BMI を教えてください。

選択項目	回答	割合
18.5 未満	216 件	13%
18.5 以上 25 未満	950 件	58%
25 以上	268 件	16%
わからない	202 件	12%

(年代別)あなたの BMI を教えてください。



(男女別)



- ・BMIについては、18.5以上25未満が58%と最も多く、25以上は16%であったが男女別にみると、BMI 25以上の男性は20.3%、女性は12.6%と男性の肥満が目立った。
また、BMI 25以上は男性20歳代23.3%、30歳代28.4%と特に30歳代からの男性の肥満が増加している。
- ・BMI 18.5未満のヤセは20歳代女性14.1%、30歳代女性14.8%と依然として高い割合を示している。

④健康に関するアンケートその2（栄養・食生活） 1,411人（26.2%）

年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
人数(人)	1	51	309	395	218	286	138	13
%	0	4	22	28	15	15	10	1

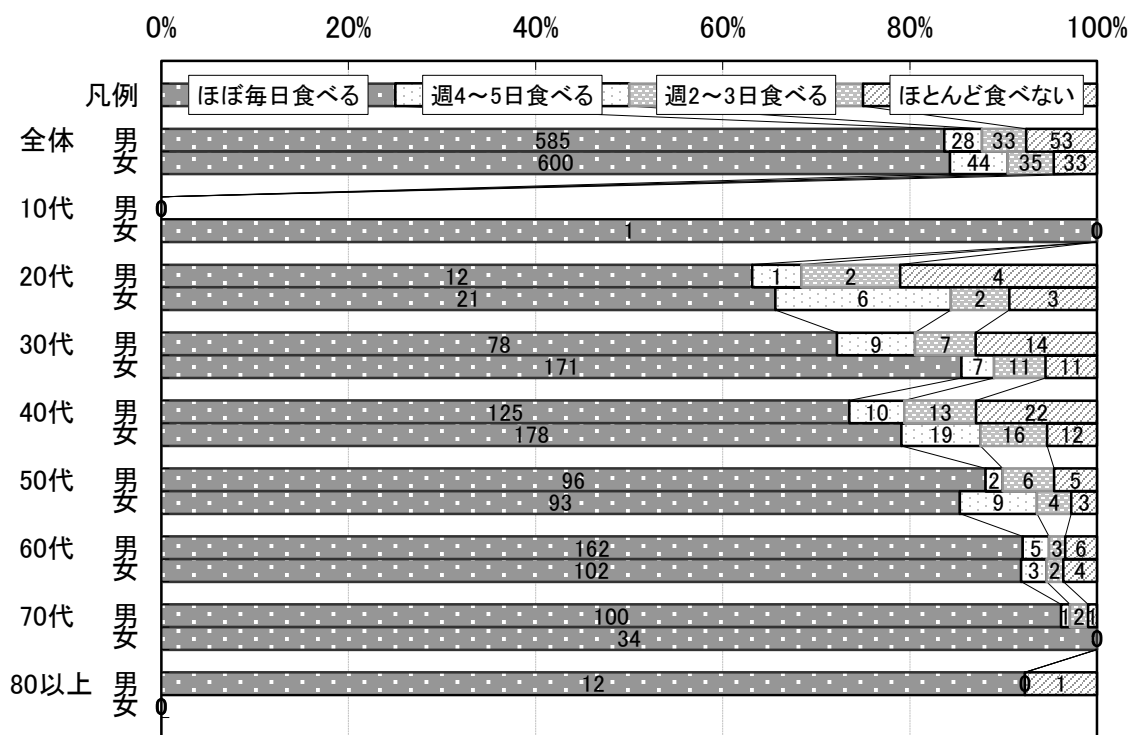
性別

男性 699件（50%）	女性 712件（50%）
--------------	--------------

設問17: あなたは、1日3食食べていますか？

選択項目	回答件数	割合
ほぼ毎日食べる	1185件	84%
週4～5日食べる	72件	5%
週2～3日食べる	68件	5%
ほとんど食べない	86件	6%

(年代別)あなたは、1日3食食べていますか？

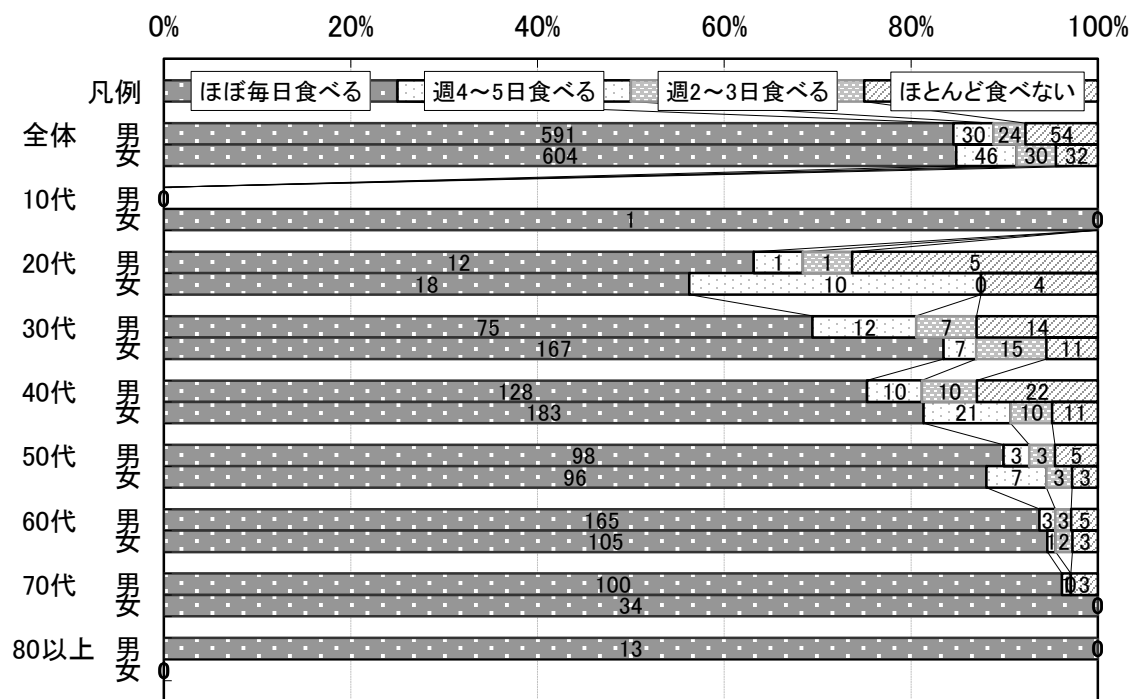


- ・20歳代以降は年齢があがるほど毎日3食食べている方の割合が増加している。
- ・1日3食ほとんど食べない回答が多かったのはいずれも男性で20歳代（21.1%）、30歳代（13%）、40歳代（12.9%）であった。

設問18: あなたは、朝食を1週間にどの程度食べていますか？

選択項目	回答	割合	
ほぼ毎日食べる	1195 件	85%	
週4～5日食べる	76 件	5%	
週2～3日食べる	54 件	4%	
ほとんど食べない	86 件	6%	

(年代別)あなたは、朝食を1週間にどの程度食べていますか？

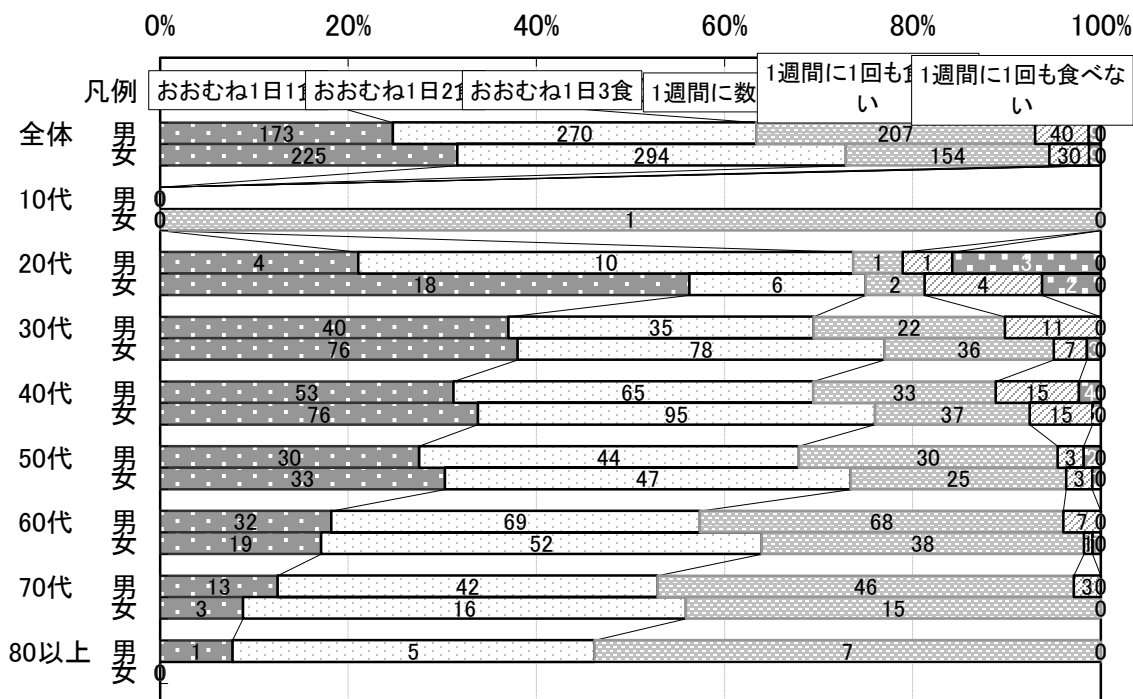


- ・20歳代以降は年齢があがるほど、毎日朝食を食べている割合が高くなる。
- ・性別、年代別でみると、20歳代男性（35.8%）、女性（43.8%）、30歳代男性（30.6%）と週数日の欠食が目立ち、20歳代の男性ではほとんど食べない（26.8%）割合が高かった。

設問19: 主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事の頻度はどのくらいですか？

選択項目	回答	割合	
おおむね1日3食	361件	26%	
おおむね1日2食	564件	40%	
おおむね1日1食	398件	28%	
1週間に数回	70件	5%	
1週間に1回も食べない	18件	1%	

(年代別)主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事の頻度はどのくらいですか？



- ・20歳代以降は年齢があがるほど、主食、主菜、副菜をそろえたバランスの良い食事を1日3食食べている割合が高くなる。
- ・年代別でみると、20歳代が男女とも、1週間に数回あるいは1回も食えない割合が男性21.1%、女性18.8%と高く、男性は30歳代で10.2%、40歳代で11.2%と高い傾向であった。

設問20: 食事バランスを取る方法として、「食事バランスガイド」を知っていますか？

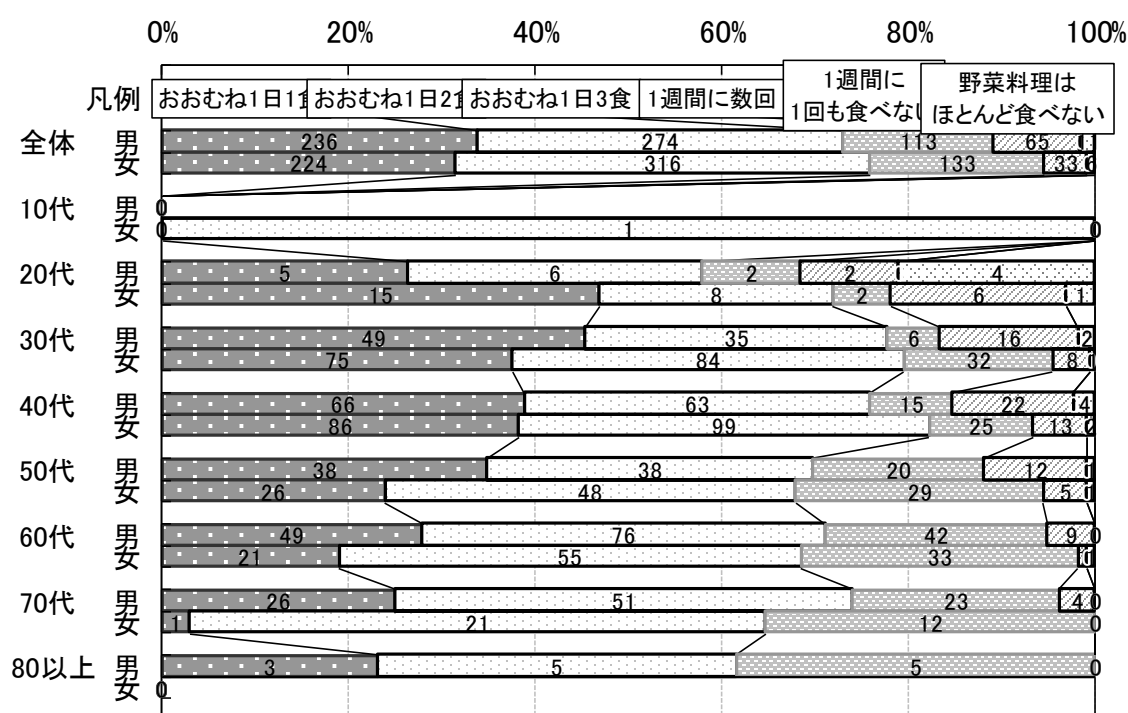
選択項目	回答	割合
よく知っており、いつも気にしている	122 件	9%
内容は知っている	557 件	39%
聞いたことはあるが、内容は知らない	349 件	25%
知らない	383 件	27%

- ・食事バランスガイドについては「よく知っており、いつも気にしている」は9%であった。聞いたことはある、あるいは内容も知っているを合わせても73%にとどまっています。

設問21: あなたは、野菜料理をどの程度食べていますか？

選択項目	回答	割合
おおむね 1 日 3 食	246 件	17%
おおむね 1 日 2 食	590 件	42%
おおむね 1 日 1 食	460 件	33%
1 週間に数回	98 件	7%
野菜料理はほとんど食べない	17 件	1%

(年代別)あなたは、野菜料理をどの程度食べていますか？



- ・男女別ではどの年代でも女性より、男性の方が野菜料理を食べている回数は少なく、20 歳～40 歳代男性では 1 週間に数回程度あるいは野菜料理を食べない割合が 20 歳で 31.6%、30 歳代 17.0%、40 歳代 15.3%と高かった。

⑤自由記載について（食育に関するアンケートその１、その２より）

1. 自由記載数

- (1) 食育に関するアンケートその１（食育への関心） 234 件
 (2) 食育に関するアンケートその２（地産地消と農・水産物） 240 件

2. 用語出現回数 全ての記述から用語をマークし出現数をまとめた。

食育に関するアンケートその１（食育への関心）

No.	用 語	回数
1	こども	5 5
2	食育	5 4
3	親	2 9
4	学校	2 8
5	家庭	2 4
6	放射能	2 4
7	安全	2 3
8	情報	2 0
9	給食	1 4
10	汚染、イベント、料理	1 4

食育に関するアンケートその２（地産地消と農・水産物）

No.	用 語	回数
1	海	3 3
2	放射能 22・原発 8	3 0
3	野菜 15・梨 14	2 9
4	参加	2 8
5	漁業 15・のり 6・あさり 5	2 6
6	体験	2 6
7	情報 20・広報 6	2 6
8	安全	2 5
9	地産地消	2 4
10	直売所	1 3

その２では、調査日が東日本大震災後４ヶ月経過した時期であり、放射能、原発と社会情勢を反映した用語が上位に上がった。

3. 記載内容から

(1) 子どもたちに身につけて欲しい力について

- 早寝・早起き・朝ごはんの正しいリズムを習慣にすること
- 栄養バランスに関心を持ち、よく噛んで食べる
- 食事や基本的なマナーや手洗いなどの衛生習慣

(2) ここ数年で、食に関する意識の変化について

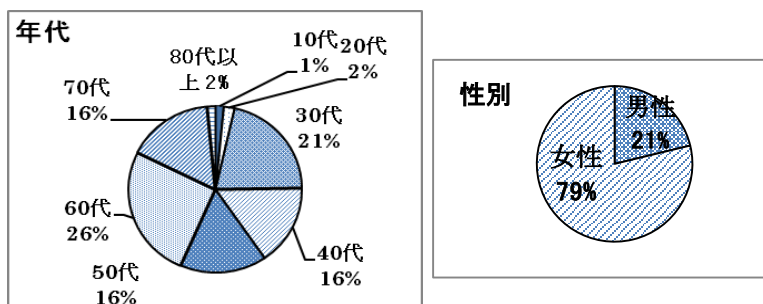
- 食の摂り方に気を配るようになった。(量やバランス、朝食を食べる、よく噛んで食べるなど)
- 食材を無駄なく食べ残しを減らしたい。
- 食品の表示など栄養面や安全面に関心を持つようになった。

(3) 市に対する要望

- 食に関するイベントの開催
- 食の情報提供を分かりやすく積極的に流す
- 農作業体験の機会を増やす
- 保育園、幼稚園、学校での食育指導を強化する
- 体験参加型の食育事業を増やす

(2) 市民まつり等イベントにおける調査から（保健スポーツ部健康支援課）

総数 198 人：平成 22 年 7 月「食の祭典 2011」 48 人
平成 22 年 11 月「いちかわ市民まつり」 150 人

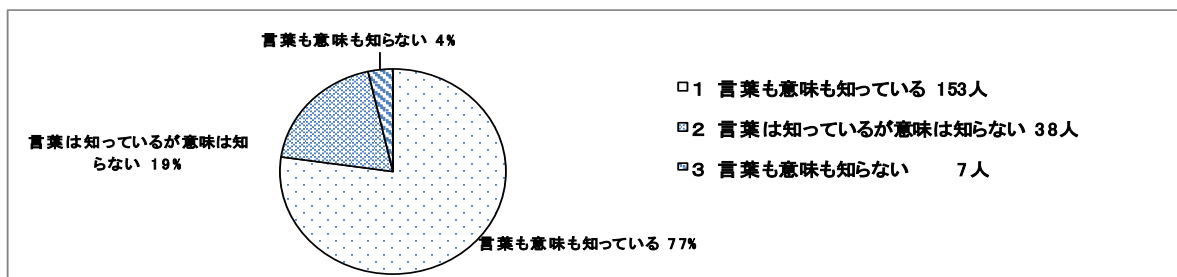


不特定多数が集まるイベントにおける調査であったが、食に関するイベントであったため、食育に関する意識は高い傾向にあった。e-モニター調査と比較すると「1日3食食べていますか？」については「ほぼ毎日食べる」が92%とe-モニター調査84%を大きく上回った。

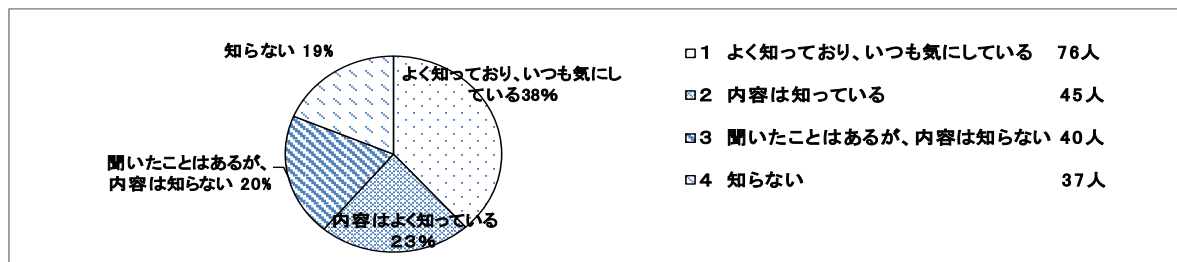
また、朝食に関しても「ほぼ毎日食べる」が94%とe-モニター調査の85%を大きく上回った。さらに「主食・主菜・副菜のバランスのよい食事の頻度」や「野菜料理の摂取頻度」もe-モニター調査と比較すると割合は高かった。

今後も、食育に関心を持っていただけるような内容のイベントを企画していく必要がある。

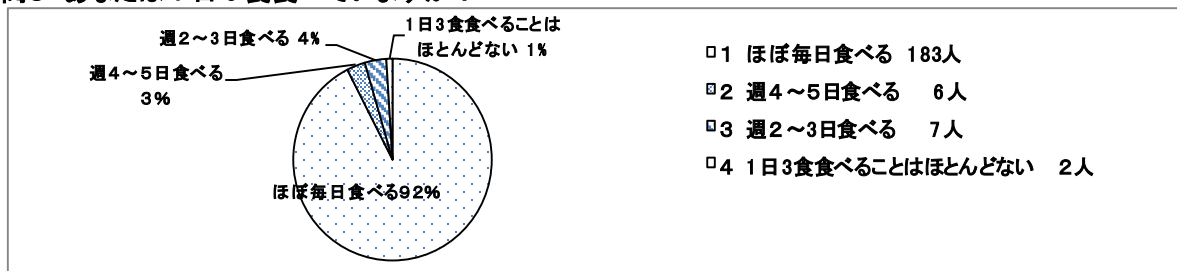
問1 食育という意味を知っていますか？



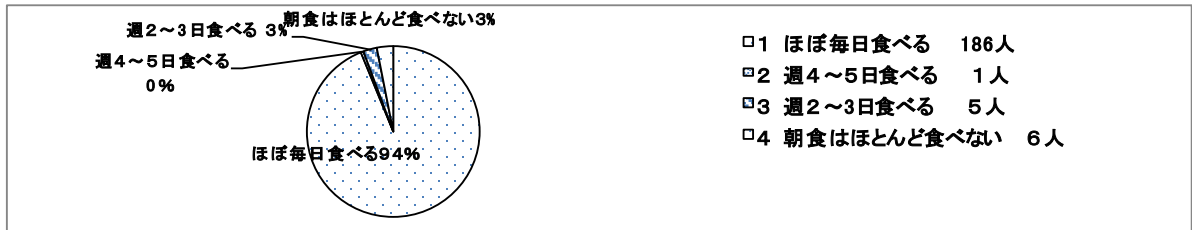
問2 あなたは「食事バランスガイド」を知っていますか？



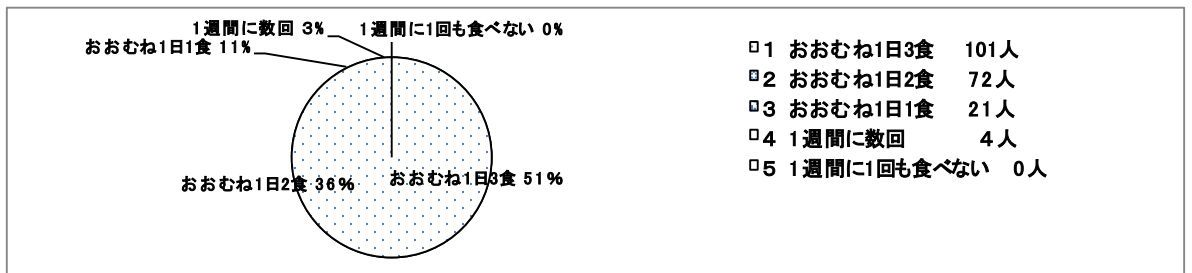
問3 あなたは1日3食食べていますか？



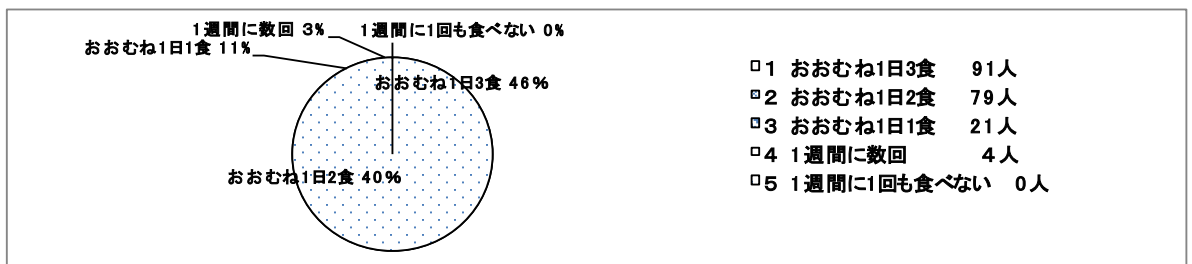
問4 あなたは、朝食を1週間にどの程度食べていますか？



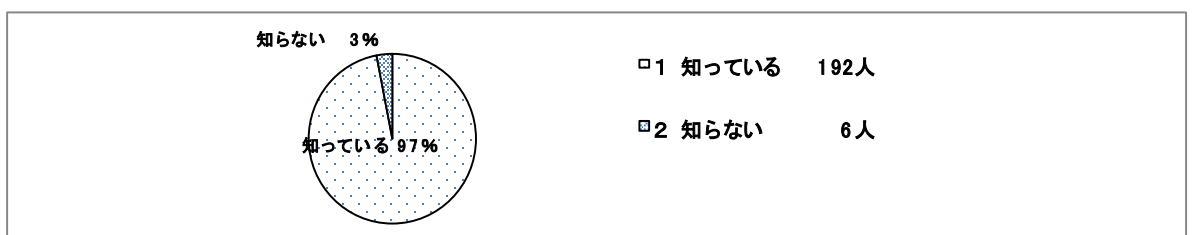
問5 主食、副菜、主菜をそろえたバランスの良い食事をどのくらい食べていますか？



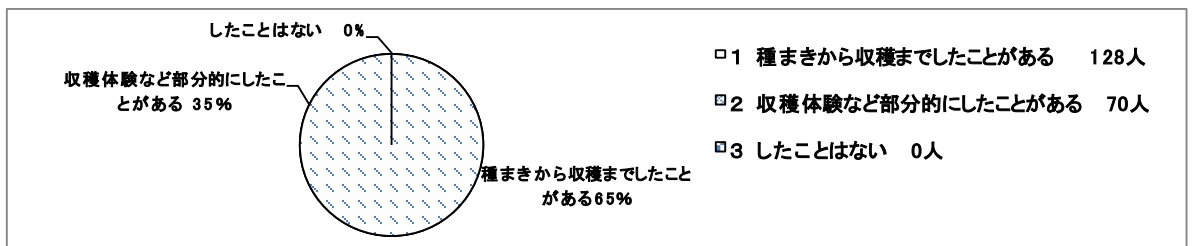
問6 あなたは野菜料理をどの程度食べていますか？



問7 あなたは「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」を知っていますか？



問8 あなたは今までに農作業の体験をしたことがありますか？

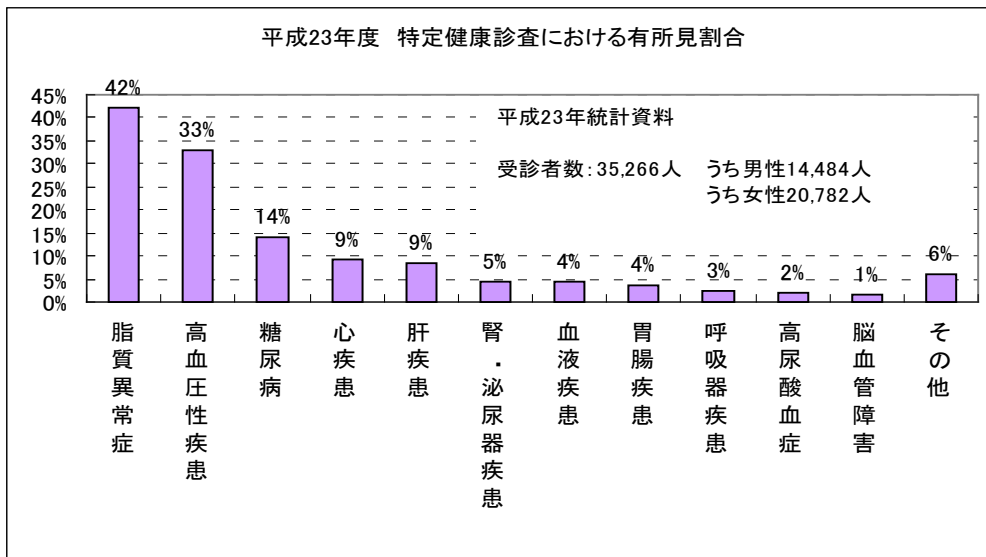


(3) 特定健康診査の結果から（保健スポーツ部 疾病予防課）

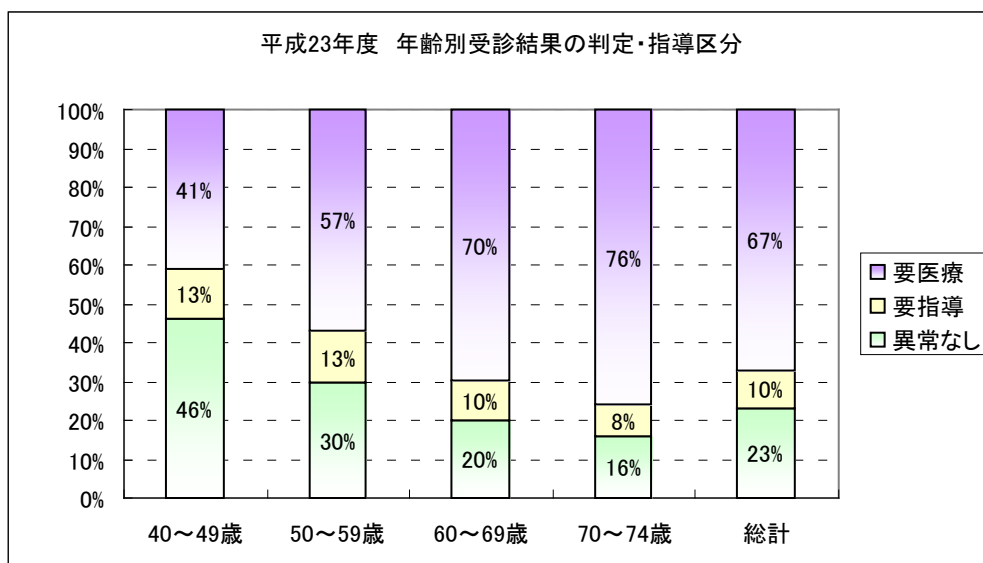
平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、糖尿病等の生活習慣病を予防するための「特定健康診査」が開始となり、40歳から74歳に達する市川市国民健康保険に加入されている方（約8万人）が対象となっています。

平成23年度の「特定健康診査」は、35,266人の方が受診しています。

有所見割合を見ると、脂質異常症（42%）、高血圧性疾患（33%）が高い割合になっています。



次に、年代別の判定・指導区分をみると、年齢が高くなるにつれて「要医療」もしくは「要指導」の割合が高くなっていますが、40歳代や50歳代においても、半数以上に異常が見られることから、引き続き、生活習慣病予防に向けた食生活・運動・休養・禁煙等の総合的な取り組みが必要と考えられます。



(4)児童・生徒のすこやか検診個別指導に伴う食事質問票から

(平成 21 年度)(学校教育部・保健体育課)

- ・小学校 5 年生の野菜類、緑黄色野菜類および果実類は、男子、女子および全体で増加し、特に果実類で顕著で、18 年度以降経年的に増加傾向にあることがわかりました。

- ・小学 5 年生の男子、女子および全体ともに菓子類、平成 18 年度に 10 % 程度減少しそれを維持していることがわかりました。

これらのことから、市川市の学校給食での献立・調理の工夫や市川市の食育の成果と推察されます。

- ・中学 1 年生は、果実類の摂取量が最も増加し、21 年度の野菜類、緑黄色野菜類の摂取量が 17 年度から現在までで最も高い値であることがわかりました。

このことは、中学校においても小学校と同様に、市川市の学校給食での献立・調理の工夫や市川市の食育の成果と推察されます。

- ・小学校 5 年生では、男女とも P F C バランスは適正でした。無機質では男女ともカルシウムおよび鉄の摂取量で基準量に比べ低い値、ビタミン類では基準量に比べ、男女とも、ビタミン B₁ の摂取量で最も低い値を、男子のみビタミン E で低い値を示しました。食物繊維の摂取量も男女とも基準量に比べ低い値を示しました。

- ・中学校 1 年生では、P F C バランス男子は適正でしたが、女子は少しだけ脂質エネルギー比率が高い値でした。無機質では男女とも鉄の摂取量で基準量に比べ低い値を示し、ビタミン類では男女とも、ビタミン B₁ の摂取量で低い値を示しました。男女ともに食物繊維の摂取量も基準量に比べ低い値を示しました。

不足する栄養素の結果は、昨年度と同様の結果ですが、昨年度に比べ高い摂取量を示しています。このことも、学校における健康教育や栄養教育の成果と考えられます。

今後、これらの栄養素を食事としてどうするのか（①学校給食でどのように「おいしい食事」として増やすか。②家庭で、食事としてどうするのか。）の適切な工夫を、さらに関係者で連携し工夫するとともに、これまでに間に明らかになった良い事例を子ども、保護者などに伝えていくことが大切です。

(5)児童・生徒のすこやか検診から (学校教育部・保健体育課)

平成22年度(2010年度)に市内小学校5年生と中学校1年生に実施した小児生活習慣病予防すこやか検診によると、生活習慣病の因子を持たない児童生徒(正常範囲者)の割合が小・中学生で81.6%となっています。平成17年度(2005年度)の68.3%より改善されたものの、引き続き小学生及び中学生においても生活習慣病予防に向けた取り組みが重要となっています。

また、女子児童・生徒に痩身(やせ)傾向(肥満度-20%未満)が見られます。成長期の無理なダイエットを予防する取り組みが大切です。

(6)児童・生徒の実態調査報告から(学校教育部・保健体育課)

平成22年度児童生徒のライフスタイル実態調査報告では、「朝食」については、児童の94.3%・生徒の88.3%が朝食を食べていることが分かりました。

平成18年度児童生徒の食生活実態調査報告からは、小学生の2割、中学生の3割が「主食のみ」と回答し最も多く、朝食を摂らなかった児童・生徒の理由では4割が「時間がない」、3割が「食欲がない」という理由でした。

「主食・主菜・副菜のそろった食事が摂れているか」については、児童・生徒の15%前後であることが分かりました。主食のみが小学生の2割、中学生の3割で最も多い結果となりました。

また、朝起きて心身に感じる不快感も、疲れやすい、イライラする、朝から眠い、やる気がでないなどの回答でした。生活習慣からの質問からも併せて考えると、「夜更かしをし、朝起きられず、起きてからの時間がなく、主食のみの朝食を済ませ、あわてて登校する」と言った生活習慣の乱れがうかがえます。「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムを習慣づける必要があります。

(7) 児童すこやか口腔検診から(学校教育部・保健体育課)

平成23年度児童のすこやか口腔検診は、学校歯科保健の中で学齢期の児童・生徒たちの食べる機能を評価し、ライフスタイルや生活習慣病との関連性を追求するとともに、学校保健における口腔機能の維持と増進の役割を位置づけることを目的に、市内の小学校7校を対象に実施しました。

児童の唾液の状態(唾液分泌量・pH・むし歯関連細菌)、噛み合わせ(咬合力・咬合圧)、咀嚼能力の3点について、検診を行いました。

平成23年度すこやか口腔検診結果(小学校4、5年生)

唾液検査	3分間での刺激唾液が3ml未満の児童は28%であった。
歯列	小学校4、5年生は、混合歯列期である。84%の児童に混合歯列が見られた。
咬合	何かしらの不正咬合のある児童の割合は31%であった。叢生のある児童は29%、空隙のある児童は10%であった。
あごの動き	7%の児童に痛みや音があった。
口腔内所見	歯垢のある児童は34%、歯肉に発赤などがある児童は24%、あご関節に異常のある児童は8%であった。

結果から、唾液検査から唾液分泌量が少ない児童が3割近くを占めていました。

唾液の分泌量は、噛むことによって増えます。よく噛んで唾液が増えることで、「消化を推進させる」「口の中でバリアーとなり、体内に入る細菌をブロックする」「口腔粘膜を守る」等の効果が生まれます。食物の噛む回数を増やしたり、固いものをよく噛んで食べるように心がけることが大切です。

また、不正咬合のある児童、叢生のある児童が3割、空隙のある児童も1割おり、かみ合わせのバランスがよくない分、噛む回数を増やしていくことも大切であると考えます。

口腔内の検査では、歯垢のある児童が3割を越え、歯肉発赤がある児童も2割以上もあり、歯みがき指導を充実させ、口腔内を清潔に保つことが重要と考えます。

*用語解説

むし歯関連菌 口の中には、常に存在する口腔内常在菌がある。その中には、むし歯の原因菌のミュータンス、ソブリヌス、糖分から酸を作る乳酸桿菌のラクトバシラス等がある。

唾液のpH 唾液は、口の中の環境を一定に保つために少しずつ分泌されている。安静の時のpHは、6.3～6.8とされ、中性である。

叢生(そうせい) 歯の一部が重なり合って、凹凸に生えている状態

空隙(くうげき) 歯と歯の隙間。

2. ライフステージ別の特性と取組

(1) 妊娠期（胎児期）

子どもを生み育てるため、生活リズムを整え、バランスのとれた食事を取り、正しい食習慣を身につける



【特性】

20歳代、30歳代の女性のやせ（痩身）が課題となっています。母体の栄養状態は、母体の健康維持だけでなく、胎児の発育、分娩、授乳を含めた重要な役割があります。また、妊娠中の低体重、過体重、貧血、妊娠高血圧症候群、葉酸の不足など、食生活による取り組みが必要な時期です。

【取組】

- ・望ましい体重増加を理解すると共に、間食に注意し適正なエネルギー量を取り体重を上手に管理する
- ・欠食、偏食などの習慣があれば、早い時期に治し、1日3食バランスよく食べる
- ・規則正しい食事のリズムを身につける
- ・妊娠高血圧症候群予防のため、減塩の大切さを理解し薄味をこころがける
- ・妊娠期、授乳期の喫煙・飲酒はしない
- ・食と健康に関して意識を高め、食の安全に関係する情報に注目する
- ・赤ちゃんと自分自身の健康のため効果的な歯みがきを実践する

(2) 乳幼児期（0～5歳）

食習慣の基礎を身につけ、食べる意欲や興味を育てる

【特性】

乳児期（0歳）における発育は、生後3～4か月頃までが最も急速な体重増加を示し、出生時の約2倍、満1年では約3倍になります。そのため、この時期の栄養は重要で、充実した授乳や離乳栄養が必要になります。



幼児期は、運動や精神機能などの発達は著しい時期ですが、食べる能力や消化機能が未熟で、食べる量も少ないため、発育に応じて食べものの選び方や調理法に配慮して食生活を続けることが必要です。

また、食事のリズムやマナーなどの望ましい食習慣の基礎をつくる時期です。

【取組】

- ・規則正しい食事により生活リズムをつくる
- ・早寝、早起き、朝ごはんのリズムを習慣づける
- ・いろいろな食べものに親しみ、見る、触れる、味わうなどの経験を通し食への好奇心を育む
- ・硬いものややわらかいものなど、色々な形状のものを与え、噛む力を育てる
- ・おやつ（補食）を一日の食生活の項目として位置づける
- ・手洗いや箸の使い方など食事のマナーや態度を身につける
- ・いただきますやごちそうさまなどの挨拶を身につける
- ・健康と食べものの関係について関心を持つ
- ・家族や身近な人と一緒に食べる楽しみを感じる
- ・食事づくりや準備にかかわる
- ・歯みがきの習慣を身につける

（３）学童期（６～１２歳）

食を大切にする心を育み、体験を広げ、選択する力を身につける



【特性】

朝食の欠食は改善されつつありますが、内容が主食のみであったり、間食で済ませているなどの課題があります。また、女子児童のやせ（痩身）傾向が見られます。学童期は、全身の骨格成長が見られ、歯も乳歯から永久歯に生え変わります。様々な学習を通して、食に関する幅広い知識を習得し、食生活の基礎が育まれる時期です。

【取組】

- ・早寝、早起き、朝ごはんのリズムを習慣づける
- ・朝食をなぜ食べるかを理解する
- ・朝食に何を食べたらよいのかを理解する
- ・朝食をどのように作るかを知る
- ・食べものの種類や働きが分かり、健康によい食事の取り方を身につける
- ・野菜等を育てたり収穫したりすることを通じて、食べものの大切さを知る
- ・食事づくりや準備を楽しむことができるようにする
- ・よく噛んで味わって食べる大切さや歯みがきの大切さを理解できるようにする
- ・食事のマナーを身につけ、楽しく会食をすることができるようにする
- ・手洗い等の基本的な衛生習慣を身につける。

(4) 思春期（13～19歳）

食に関する知識や技術を活かし、自己管理する力を高める



【特性】

朝食の欠食は改善されつつありますが、内容が主食のみであったり、間食で済ませているなどの課題があります。また、女子児童のやせ（痩身）傾向が見られます。

思春期は、第2次成長期であり必要なエネルギー量も最も高い時期になります。また、ライフスタイルや生活習慣が変化する時期で、孤食も増えていきます。この時期に、栄養の不足や偏りなどは、将来の健康にも影響を与えかねません。自ら選んで食事をする機会も増え、正しい食に関する知識や技術を身につける時期でもあります。

【取組】

- ・朝食を継続して食べる食習慣を身につける
- ・主食だけに偏らず、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスの良い組み合わせを知り、心身が成長していくための食の知識を得る
- ・間食や飲料、嗜好品類だけで空腹を満たさないようにする
- ・自分にとっての適正体重を理解し、食事内容、量、摂り方を知る
- ・食べものの大切にし、食べ残しを減らす
- ・噛みごたえのあるものを、よく噛んで食べる
- ・一緒に食事をする家族や友人を気遣い、楽しみながら食事をするように努める
- ・簡単な調理法や食の安全のついて学び、身につける

(5) 青年期（20～39歳）

自ら健康的な食生活を実践し、次の世代にも伝える



【特性】

20歳代、30歳代の女性のやせ（痩身）傾向や、30歳代男性のメタボが増加している課題があります。食生活では、朝食の欠食や野菜の摂取不足など、バランスの良い食生活をするのが難しい状況であります。青年期は、身体発達がほぼ完了する時期で、また、多くの生活習慣が定着するため、規則正しい食習慣の取り組みによっては、中高年になってからの生活習慣病などに影響が出てくる可能性があります。

【取組】

- ・朝食を食べる習慣をつくる
- ・1日3食をきちんとバランスよく食べる
- ・外食等で不足しがちな野菜を意識的に摂取する
- ・適性体重を維持するための適切な食事量、とり方を知るため、食事バランスガイドなどを活用する
- ・塩分や脂質のとりすぎなど改善し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防をこころがける
- ・食習慣と生活習慣病のつながりについて知識と関心を持ち、生活に取り入れる
- ・食べものの栄養成分や産地表示などの食品表示に気を配る
- ・よく噛んで味わい、腹八分目を心がけ食べすぎに注意する
- ・歯の健康管理に努める
- ・十分な睡眠をとり、生活リズムのある規則正しい生活を送る
- ・友人や家族と楽しみながら食事をするように努める
- ・地域の味や食文化に関心を持ち、子どもに伝える

（６） 壮年期（４０～６４歳）

自ら健康的な食生活を実践し、次の世代にも伝える



【特性】

心身の円熟とともに、身体機能が低下し、生活習慣病を発症するなど健康が気になる時期です。この時期の生活習慣や食生活の取り組みによっては、高齢期になってからの健康維持に影響が出てくる可能性があります。

【取組】

- ・1日3食をきちんとバランスよく食べる
- ・適性体重を維持するための適切な食事量、摂り方を知るため、食事バランスガイドなどを活用する
- ・塩分や脂質のとりすぎなど改善し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防をこころがける
- ・食習慣と生活習慣病のつながりに知識と関心を持ち、生活に取り入れる
- ・食べものの栄養成分や産地表示などの食品表示に気を配る
- ・よく噛んで、食べものの消化・吸収を高める
- ・歯の健康管理に努める
- ・十分な睡眠をとり、生活リズムのある規則正しい生活を送る
- ・友人や家族と楽しみながら食事をするように努める
- ・地域の味や食文化に関心を持つとともに積極的に子どもや孫に伝える

(7) 高齢期（65歳以上）

老化がすすむ中で、多少の病気や障害があっても、
元気に暮らすために食生活を見直し、生きがいを楽しみ、
次の世代にも伝える



【特性】

高齢者の1人世帯は増加する傾向にあります。1人分の食事は、用意することが面倒になったり、体調の変化で食欲不振になったり、自分の好みの食事に偏りやすくなることが少なくありません。このような食生活を続けていると必要な栄養素が不足したり、老化を助長したり、身体の抵抗力が弱まって病気にもかかりやすくなることが課題となってきます。

【取組】

- ・1日3食きちんと食べ、欠食をさける
- ・低栄養や偏った食事にならないように、主食、主菜、副菜をそろえて、栄養バランスのとれた食品の組み合わせや食材の選択方法を身につける
- ・健康状態や体調に合わせて食事内容を工夫し、極端な食事制限をしない
- ・噛みやすく、飲み込みやすい食事の工夫を知る
- ・歯の健康管理に努める
- ・友人や家族と楽しみながら食事をするように努める
- ・地域の味や食文化を積極的に子どもや孫に伝える
- ・配食サービスやデイサービス等の社会資源を有効活用する

3. 計画の見直し経過と体制

(1) 経過

庁内食育関係課会議と市川市食育推進関係機関連絡会を実施。

日 程	会議・連絡会	内 容
平成 23 年 4 月 22 日	第 1 回食育関係課会議	○市川市食育推進計画の背景 ○計画見直しに向けての作業の流れ ○e モニアンケート調査項目の確認
平成 23 年 5 月 31 日	第 2 回食育関係課会議	○計画見直し
平成 23 年 6 月 28 日	第 3 回食育関係課会議	○e-モニター対象「食育に関するアンケート」実施について
平成 23 年 7 月 15 日 ～7 月 25 日		○e-モニター対象「食育に関するアンケート 2011 その 1、その 2」実施
平成 23 年 8 月 10 日	第 4 回食育関係課会議	○アンケート調査結果の報告 ○食育課題の整理・検討
平成 23 年 8 月 25 日	第 1 回食育推進関係機関連絡会	○計画 3 年間の実施報告 ○第 2 次計画に向けての見直しについて ○各機関等の主な取組及び意見
平成 23 年 9 月 29 日	第 5 回食育関係課会議	○計画見直し
平成 23 年 10 月 27 日	第 6 回食育関係課会議 第 2 回食育推進関係機関連絡会	○計画見直し ○第 1 回要旨報告 ○第 2 次計画の修正、推進(案) ○今後の進め方、他
平成 23 年 11 月 18 日	第 7 回食育関係課会議	○計画見直し
平成 24 年 1 月 17 日	第 8 回食育関係課会議	○計画見直し
平成 24 年 1 月 26 日	食育関係課長・次長会議	○市川市食育推進関係機関連絡会報告 ○24 年度に向けた協議
平成 24 年 2 月 17 日	第 3 回食育推進関係機関連絡会	○第 2 回要旨報告 ○食育関係 5 課協議、関係事業の取組報告 ○重点目標の取組方について～24 年度に向けた相互事業紹介
平成 24 年 3 月 22 日	第 9 回食育関係課会議	○連絡会のまとめ、等
平成 24 年 4 月 19 日	第 1 回食育関係課会議	○24 年度の進め方、他
平成 24 年 6 月 28 日	第 2 回食育関係課会議	○計画書の見直し、他
平成 24 年 8 月 21 日	第 3 回食育関係課会議	○関係課等事業調査について、委員推薦他
平成 24 年 10 月 24 日	第 4 回食育関係課会議	○計画書の見直し、他
平成 24 年 12 月 21 日	第 5 回食育関係課会議	○計画書概要の確認、他
平成 25 年 2 月 16 日 ～3 月 18 日		○パブリックコメントの実施
平成 25 年 2 月 21 日	第 6 回食育関係課会議	○千葉県第 2 次計画参照等、最終調整
平成 25 年 3 月 26 日	第 7 回食育関係課会議	○第 2 次計画書の確認、他
平成 25 年 3 月 26 日	平成 24 年度食育推進関係機関連絡会	○パブリックコメントの結果報告 ○計画書報告 ○意見交換 ○取組紹介

（２）市川市食育推進関係機関連絡会に関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な食育を推進するため、本市が関係機関と連携を図ることを目的として開催する市川市食育推進関係機関連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡調整等）

第２条 市長は、連絡会を開催し、次に掲げる事項について関係機関に所属する者と連絡調整を図るとともに食育の推進に関する情報を共有するものとする。

- (1) 市川市食育推進基本計画（平成２０年１月策定）の見直しに関すること。
- (2) 食育の推進に係る本市と関係機関との連携に関すること。
- (3) 本市及び関係機関における食育の具体的な事例の紹介に関すること。
- (4) その他食育の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

（出席依頼）

第３条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関に所属する者それぞれ１人の出席を依頼するものとする。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 社団法人市川市医師会 | (7) 千葉伝統郷土料理研究会 |
| (2) 社団法人市川市歯科医師会 | (8) J Aいちかわ |
| (3) 市川市P T A連絡協議会 | (9) 市川商工会議所 |
| (4) 市川市私立幼稚園協会 | (10) 消費者モニター友の会 |
| (5) 市川市食生活改善推進協議会 | (11) N P O法人日本食育ランドスケープ協会 |
| (6) 市川市行徳漁業協同組合 | (12) 千葉県市川健康福祉センター |

２ 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者１人及び生産者１名に対し、連絡会への出席を依頼することができる。

（報償金）

第４条 市長は、連絡会に出席した者（前条第１項第１３号に掲げる千葉伝統郷土料理研究会及び千葉縣市川健康福祉センターに所属する者を除く。）に報償金を支給する。

（事務）

第５条 連絡会の運営に係る事務は、保健スポーツ部において処理する。

（補則）

第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成２３年８月２５日から施行する。

4. 食育基本法（平成 17 年 法律第 63 号）

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号） 最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）（抜粋）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）（抜粋）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）（省略）

附則（省略）

前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、

食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第一条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第二条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第三条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第四条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第五条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第六条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

5. 用語解説

《アルファベット順》

【B】

BMI

“Body Mass Index”の略称で、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される体格指数のことで、肥満度を測るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として22を「標準」とし、18.5未満なら「やせ」、25以上を「肥満」としている。(→適正体重参照)

BOD

“biochemical oxygen demand/biological o. d.” 水の汚染を表す指標の一。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物(汚物)を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。ppm で示している。生物化学的酸素要求量。

【E】

e－モニター制度

市川市e－モニター制度(愛称：eモニ)とは、市川市が運営する登録制のアンケート制度。モニター登録者が、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市から送られたアンケート情報に回答する。市政に関する情報提供及び市民の行政ニーズを的確に把握・分析し、行政運営に広く且つ迅速に反映させ、行政事務の効率化を図り、開かれた市政を実現することを目的としている。

【N】

NPO

“Non-Profit Organization”の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

平成10年12月、特定非営利活動を行う団体への法人格付与等により、市民の社会貢献活動の発展を目指す特定非営利活動促進法が施行された。

【T】

T.T

ティームティーチングの略。複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する授業形態のこと。

【W】

Web サイト (ウェブサイト)

インターネット上のサービスのひとつであるWWW(World Wide Web・・・ワールド・ワイド・ウェブ)を用いて提供される、一連の情報の集合体。

《五十音順》

【え】

栄養教諭

教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体のものとして行う。学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行い、学校における食育の推進の中核的な役割を担う。平成 17 年 4 月に制度が開始された。

【か】

噛ミング 30（カミング サンマル）

一口 30 回以上噛むことや、嚥下する（飲み込む）までに 30 回程度は必要な固さの食品や料理を選ぶことを目標にする運動のこと。噛むことは、食物を噛み砕き、胃腸での消化・吸収を助けるとともに「満腹中枢」を刺激し、食欲を抑え、肥満対策につながることから、平成 21 年 7 月、厚生労働省の「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」で提唱された。

【き】

共食

複数の人が一緒に食事をとること。個食に対していう。

魚食文化フォーラム実行委員会

市内水産業への理解と水産物の消費拡大を促進するため、平成 4 年 9 月に生産者・消費者・小売業者・行政から組織された魚食文化フォーラム実行委員会を設立し、市民が参加できる料理教室、水産物販売イベントや小学校でのノリ漉き体験授業の支援等を行っている。

勤務栄養士ネットワーク

市川市に勤務する栄養士（こども部・福祉部・学校教育部・保健スポーツ部等）が、食にかかわる栄養士として連携を図り、関係を強化することで市民の健康づくり、食育につながる情報を発信するために平成 20 年 2 月に市川市勤務栄養士ネットワークを立ち上げたもの。

【く】

空隙（くうげき）： 歯と歯の隙間。

【け】

健康寿命

一生のうち、自立して健康的に日常の生活を送れる期間

健康都市いちかわ

WHO が提唱し世界の都市で採用されている『健康都市』の取り組みを、市川市が推進し、誰もが個々の能力を生かしながら健やかに、生き生きと暮らせる「健康都市いちかわ」を目指すもので 2004 年（平成 16 年）11 月の市制施行 70 周年記念式典で、WHO 憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言をした。

健康ちば協力店

県民の健康づくりを応援するため、主なメニューに栄養成分表示や栄養・食生活等の情報を提供したり、ヘルシーオーダーに対応する店舗。

【こ】

こしょく

孤食（独りで食べる）・個食（複数いても、それぞれがばらばらに食べる）・固食（同じものばかり食べる）・小食（過剰なダイエット意識などでほんの少ししか食べない）などの食べ方を示している

【さ】

残留農薬

出荷後も農作物に残っている農薬のこと。農薬は散布され、その効果を発揮した後、風雨により洗い流されたり、日光や土壌微生物により分解されるなど減少していくが、すぐに消滅するわけではない。食品の中に残っていても健康に影響が少ないと考えられる農薬量として厚生労働省が基準を定めて厳しく管理されている。

【し】

食育

さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 17 年 6 月に成立し、同年 7 月 15 日から施行されている。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食育推進基本計画

食育基本法に基づき平成 18 年 3 月に策定された。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値、食育月間（毎年 6 月）、食育の日（毎月 19 日）などを盛り込んでいる。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食事バランスガイド

望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示した。厚生労働省と農林水産省により平成17年6月に決定された。(出典：厚生労働省「食育バランスガイド」ホームページ)

食生活改善推進員（愛称：ヘルスメイト）

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における食を中心とした健康づくりの案内役として活動している人。

【す】

すこやか検診

未来をになう子ども一人ひとりが健やかに暮らし、心豊かに成長できる「健康なこども市川市」の実現のために、市川市の小学校5年生の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくり、生活習慣病対策を推進するための基礎資料とすることを目的に実施する検診。(学校教育部 保健体育課)

【せ】

生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」のこと。高脂血症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、痛風（高尿酸血症）、循環器疾患、肝臓疾患、がん、骨粗しょう症、歯周病等がある。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気だが、生活習慣の改善によりさまざまな病気の発症や進行を予防することができる。

【そ】

叢生（そうせい）

歯の一部が重なり合って、凹凸に生えている状態

咀嚼（そしゃく）

口の中で食べものをよく噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲みこみやすい大きさ・かたさにし、嚥下（飲み込む）するまでの一連の動作。

【ち】

地域ブランド

ある製品について、その地域の事業者が協力して「地域名」と「産品名」を組み合わせた商標を登録して用いること。その地域にある商品やサービスなどが、地域外の消費者からの評価を高めて、地域全体のイメージ向上と地域活性化に結び付くとされる。J A市川市では、19世紀から栽培が始まったとされる梨を「市川の梨」、「市川のなし」の2商標とし、平成19年8月に特許庁より認定を受けた。

地産地消

地域で生産された食料（農林水産物）を地域で消費しようとする。フードマイレージの考え方からすれば、できるだけ産地に近いところで消費することが環境への負荷が小さいと言える。

【て】

適正体重

「身長（m）×身長（m）×22」で算出される標準体重のこと。丈夫で長生きできる理想の体重とされている。

【と】

トレーサビリティ(Traceability)

トレーサビリティとは、「生産、処理、加工、流通、販売のフードチェーンの各段階で食品とその情報を追求し、遡及できること」と定義されており、識別番号の付加等によりロットを特定した上で、生産から加工・流通・販売の各段階でそれぞれの情報を付加しながら食品とともに消費者に届け、情報の追跡・遡及が出来るシステムをいいます。食品（野菜や肉など）の生産・加工・流通経路の履歴がどのようにされたかを証明できる仕組み。

【に】

日本型食生活

主食である米を中心とし、野菜、魚、肉、大豆等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れ健康的で豊かな日本独自の食生活のことを言う。

【は】

パートナーシティ

パートナーシティとは、市民や市民団体を主体とする交流を基本として、姉妹都市や友好都市のようなあらゆる分野の交流ではなく、特定分野に限定した交流を推進する都市締結を言う。

配食サービス

高齢や病弱のために買い物や調理など食事づくりに不自由している人たちに食事配達するサービスのこと。

「早起き・早寝・朝ごはん」

夜更かし朝寝坊からおこる睡眠時間の減少は、生活習慣病の関連の危険が高まり、免疫力が衰え、気持ちも不安定になるという乱れにつながる。予防には、まず、朝きちんと起きて光を浴びて、朝ごはんをしっかり食べ、昼間はたっぷり身体を動かし、早寝をし生体リズムを整えることが、身体にも心にも大切な生活習慣であるということを言う。

(引用：神山潤『子どもの睡眠』)

「早寝 早起き 朝ごはん」運動

地域、学校等、家庭が一体となって、子どもの基本的な生活習慣を整えるため、平成 18 年 4 月から文部科学省や日本 PTA 全国協議会などが全国展開している運動のこと。

【へ】

ヘルシースクール

子どもたちが健康について自分で考え行動することを目標に、各市立幼稚園・小・中・特別支援学校で健康に関する取り組みを行うもので、体力づくり・環境衛生の充実・望ましい生活リズムの確立・食に関する指導の充実を 4 つの柱として望ましいライフスタイルの確立を目指すもの。

ヘルスメイト

→参照：食生活改善推進員

【ほ】

保育所における食育に関する指針

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成のために、保育所における食育の内容、配慮事項、食育の計画作成・評価方法等、保育所における食育のあり方に関する検討内容が「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」報告書としてとりまとめられた（平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業）。平成 16 年 3 月に厚生労働省より公表。

【め】

メタボリックシンドローム (Metabolic Syndrome)

内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）により、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態のこと。

【よ】

葉酸

ビタミン B 群の一種で、ビタミン B12 とともに造血に働く水溶性ビタミン。ほうれん草、ブロッコリーなどの緑黄色野菜やイチゴ、納豆などに含まれる。

【ら】

ライフスタイル

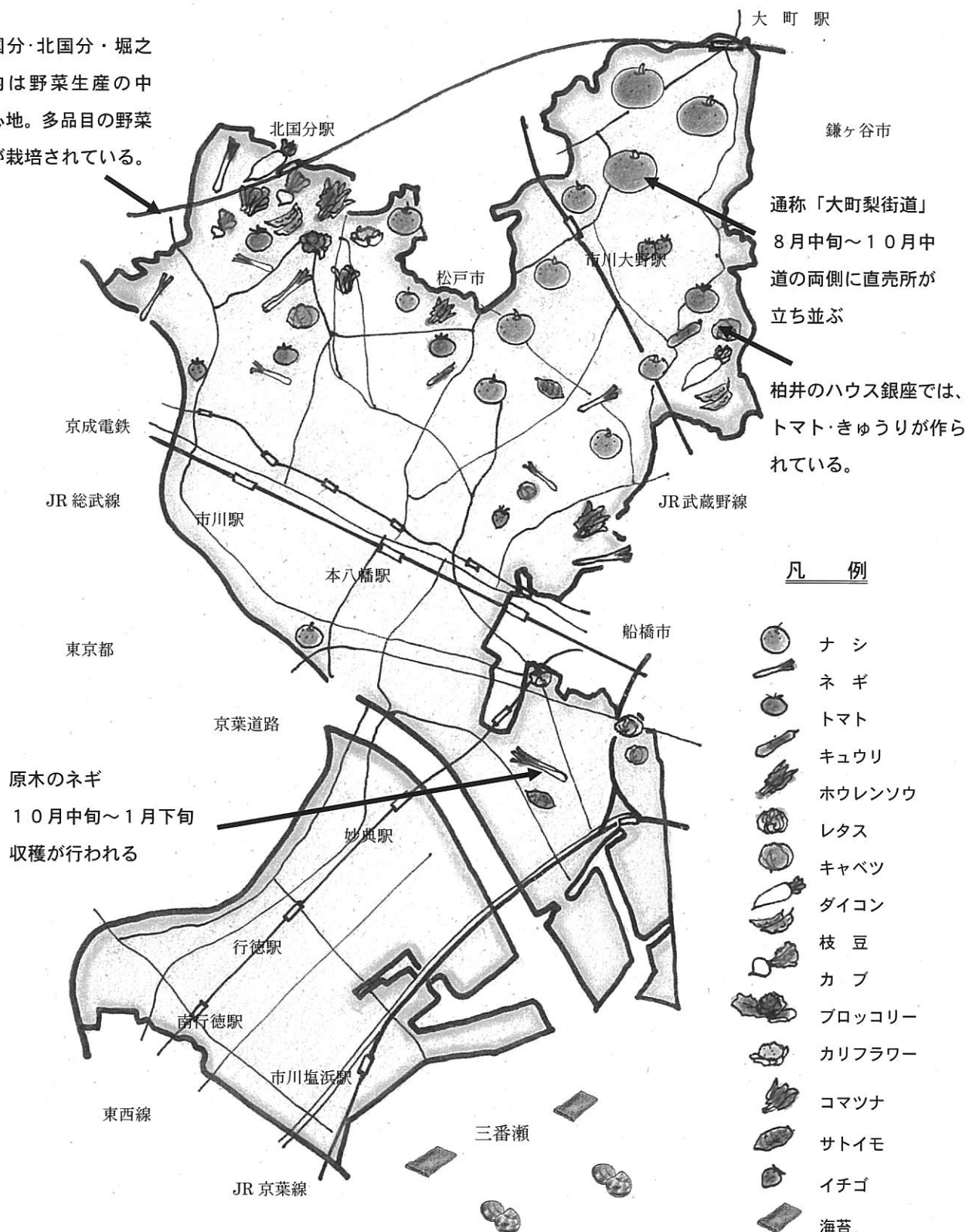
生活様式のこと、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方まで含む広い意味での生き方をあらわす。

ライフステージ

人間の一生を乳児期、幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた各段階のことを言う。

6. 市川市の主な農水産物生産分布図

国分・北国分・堀之内は野菜生産の中心地。多品目の野菜が栽培されている。



★主要農産物：梨・ネギ・ハウレンソウ・ダイコン・ナス・コマツ等の露地ものやトマト・キュウリ等の施設栽培もの。

★水産物：三番瀬でとれた生海苔・アサリなど。

第2次市川市食育推進計画



平成25年（2013年）3月

編集・発行 市川市 保健スポーツ部 保健センター健康支援課

〒272-0023 千葉県市川市南八幡4丁目18番8号

電話：047-377-4511 FAX：047-376-8831

市川市ホームページ：[いしかわの食育](#) 検索



本書に掲載している写真・図版等の無断転載はお断りします。

詳しくは保健センター健康支援課までお問い合わせください。